

令和 6 年度 認証評価

山口短期大学

自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目次

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書	1
自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	18
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	18
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	26
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	29
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	34
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	34
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	48
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	65
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	65
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	71
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	74
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	77
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	86
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	86
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	90
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	95
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、山口短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和6年6月12日

理事長

麻 生 隆 史

学長

麻 生 隆 史

ALO

佐 藤 嘉 倫

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

年 月	内 容
昭和 4 1 年 8 月	学校法人山陽電波学園寄附行為認可
昭和 4 2 年 1 月	学校法人山陽電波学園寄附行為変更認可並びに山口工業短期大学 電気通信学科 電子工学科 設置認可
昭和 4 2 年 1 1 月	設置者の名称変更に係る学校法人山陽電波学園寄附行為変更認可並びに山口工業短期大学設置者変更認可（学校法人山陽電波学園→学校法人山口学園）
昭和 4 3 年 3 月	学校法人山口学園寄附行為変更認可並びに山口教員養成所 幼児教育科 設置認可
昭和 4 3 年 1 2 月	設置校の名称変更に係る学校法人山口学園寄附行為変更認可（山口教員養成所→山口教員保母養成所）
昭和 4 4 年 1 2 月	設置校の学科名変更に係る学校法人山口学園寄附行為変更認可（山口工業短期大学 電気通信科→通信工学科）
昭和 5 1 年 4 月	山陽高等電波学校 募集停止
昭和 5 3 年 2 月	設置者の名称変更に係る学校法人山口学園寄附行為変更認可並びに山口工業短期大学設置者変更認可（学校法人山口学園→学校法人第二麻生学園）
昭和 5 3 年 2 月	設置校の名称変更に係る学校法人第二麻生学園寄附行為変更認可（山口工業短期大学→山口短期大学）
昭和 5 4 年 4 月	山口短期大学 通信工学科 募集停止
昭和 5 4 年 9 月	山陽高等電波学校 廃止認可
昭和 5 5 年 3 月	学校法人第二麻生学園寄附行為変更認可並びに第二麻生学園 広島幼稚園 設置認可
昭和 5 5 年 1 1 月	学校法人第二麻生学園寄附行為変更認可並びに山口短期大学 附属幼稚園 設置認可
昭和 5 6 年 1 月	学校法人第二麻生学園寄附行為変更認可並びに山口短期大学 児童教育学専攻（入学定員 1 0 0 名） 初等教育学専攻（入学定員 5 0 名） 幼児教育学専攻（入学定員 5 0 名）
昭和 5 6 年 3 月	学校法人第二麻生学園寄附行為変更認可並びに山口短期大学 通信工学科 廃止認可
昭和 5 6 年 3 月	設置校の名称変更に係る学校法人第二麻生学園寄附行為変更認可（第二麻生学園広島幼稚園→山口短期大学附属広島幼稚園）
昭和 5 7 年 4 月	山口短期大学 学生寮 「誠心寮（ドミトリー グリーンフォ

山口短期大学

	ーレスト)」竣工
昭和62年 4月	山口教員保母養成所 募集停止
昭和62年 4月	山口短期大学 電子工学科 募集停止
昭和63年 4月	設置校の学科名変更に係る学校法人第二麻生学園寄附行為変更認可（山口短期大学 電子工学科→電子情報学科）
昭和63年 8月	学校法人第二麻生学園寄附行為変更認可並びに山口教員保母養成所 廃止認可
平成 元年 6月	学校法人第二麻生学園寄附行為変更認可並びに山口短期大学 電子工学科 廃止認可
平成 9年 4月	山口短期大学オープンカレッジ 竣工
平成15年 2月	山口短期大学 学生寮「ドミトリー ブルースカイ」 竣工
平成17年 2月	設置校の学科名変更に係る学校法人第二麻生学園寄附行為変更認可（山口短期大学 電子情報学科→情報メディア学科）
平成17年 4月	山口短期大学 電子情報学科 募集停止
平成19年 3月	学校法人第二麻生学園寄附行為変更認可並びに山口短期大学 電子情報学科 廃止認可
平成23年 3月	財団法人短期大学基準協会による第三者評価機関別評価において適格認定（山口短期大学）
平成29年 4月	山口短期大学東京事務所 開設 （東京都千代田区神田神保町二丁目6－4）
平成30年 3月	財団法人短期大学基準協会による第三者評価機関別評価において適格認定（山口短期大学）
平成31年 4月	山口短期大学情報メディア学科並びに児童教育学科初等教育学専攻の収容定員及び山口短期大学日本語別科開設に係る山口短期大学学則変更認可 情報メディア学科（収容定員100名→80名） 児童教育学科初等教育学専攻（収容定員100名→60名） 日本語別科（入学定員20名 収容定員20名）
平成31年 4月	山口短期大学附属幼稚園 募集停止
令和 2年 3月	山口短期大学 学生寮「ドミトリー グリーンフォーレスト」閉鎖
令和 3年 1月	山口短期大学東京事務所 閉鎖
令和 3年 4月	山口短期大学附属幼稚園 休園
令和 3年 4月	山口短期大学博多サテライトキャンパス 開設
令和 4年 3月	学校法人第二麻生学園寄附行為変更認可並びに山口短期大学附属幼稚園 廃止認可
令和 4年 3月	山口短期大学オープンカレッジ 閉鎖
令和 4年 8月	山口短期大学 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル） 文部科学省認定

令和 5 年 4 月	山口短期大学日本語別科のコース再編 2 年コース（入学定員 5 0 名 収容定員 1 0 0 名）
------------	--

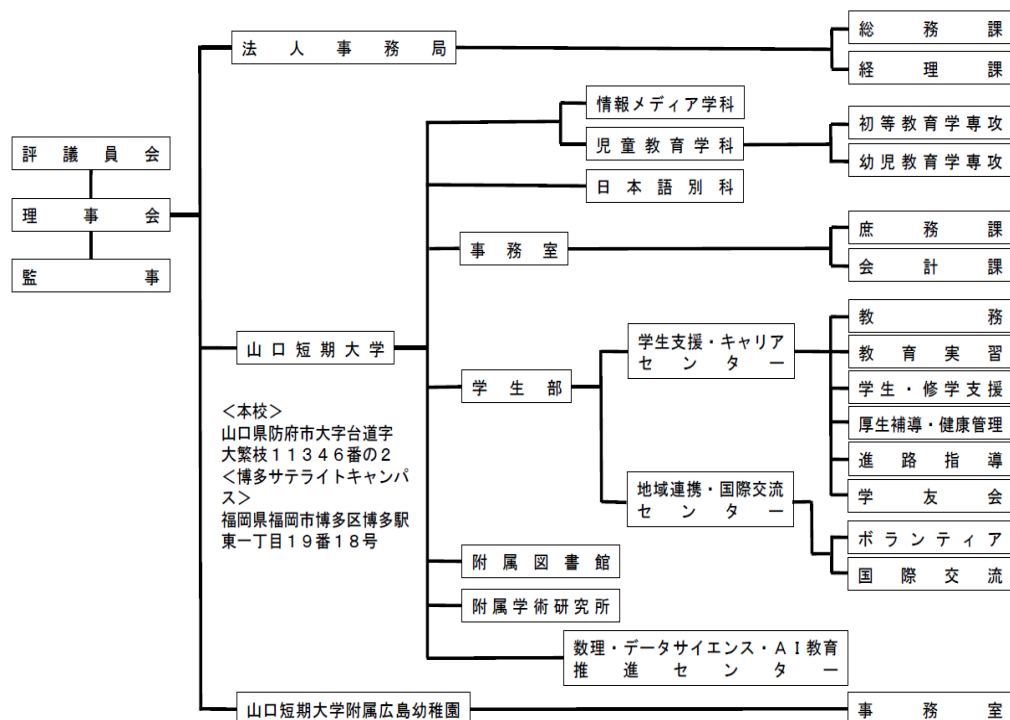
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
山口短期大学 （博多サテライト キャンパス）	山口県防府市大字台道字大繁 枝 1 1 3 4 6 番の 2 （福岡県福岡市博多区博多駅 東一丁目 1 9 番 1 8 号）	1 2 0	2 4 0	1 5 5
山口短期大学 日本語別科	福岡県福岡市博多区博多駅東 一丁目 1 9 番 1 8 号	5 0	1 0 0	1 0 5
山口短期大学 附属広島幼稚園	広島市安佐南区上安四丁目 1 番 2 号	—	2 0 0	5 2

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在



○学校法人全体

令和6（2024）年5月1日現在

機 関 名	専任 教員数	非常勤 教員数	専任 事務職員数	非常勤 事務職員数	合 計
法人事務局	—	—	3	0	3
山口短期大学	22	57	5	2	86
山口短期大学 附属広島幼稚園	2	3	0	1	6
法人合計	24	60	8	3	95

○山口短期大学

令和6（2024）年5月1日現在

学 科 名	専任 教員数	非常勤 教員数	専任 事務職員数	非常勤 事務職員数	合 計
児童教育学科	15	33	3	1	52
情報メディア学科	7	8	2	1	18
日本語別科	0	16	0	0	16
山口短期大学合計	22	57	5	2	86

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が所在する防府市は、山口県のほぼ中央部に位置し、一級河川の佐波川の下流に開けた県内最大の平野にあり、北部は中国山地が連なり、南は瀬戸内海に面した場所で、総面積は189.37㎢である。夏は海上からの穏やかな風が吹き、冬はその風が中国山地で遮られる瀬戸内海特有の気候に恵まれている。豊かな自然に恵まれ、生活環境、産業立地の好条件を備えている。

防府市の人口は11万4,312人（令和6（2024）年4月末日現在）で、年齢構成は、15歳未満の年少人口14,088人（人口比率12%）、15～64歳の生産年齢人口65,032人（人口比率57%）、65歳以上の老年人口35,192人（人口比率（高齢化率）31%）である。

本学は、防府市内の中心から約10km西の周辺部にあたる閑静な場所にあり、若者が勉学に励むには最適な環境である。キャンパスの南側はJR西日本山陽本線に接し、北側は県道187号が走り、更に、県道の北約1kmには国道2号が東西に延びる

など、交通の便がよく、また、通学に際してもＪＲ西日本山陽本線の大道駅から徒歩約７分の場所に位置し、アクセスも良好である。

本学のある大道地区は、県立高等学校と私立中高一貫校が各々１校設置され、保育園から短期大学までが存在する防府市内唯一の文教地区となっている。

大道地区の人口は４，５０１人（令和６（２０２４）年４月末日現在）で、年齢構成は、１５歳未満の年少人口３７１人（人口比率８％）、１５歳から６４歳までの生産年齢人口２，１８７人（人口比率４９％）、６５歳以上の老年人口１，９４３人（人口比率（高齢化率）４３％）となっている。大道地区は市内の比率の値と比較すると年少人口比率が４％、生産年齢人口比率が８％程度低く、老年人口比率（高齢化率）が１２％程度高い状況にある。（「防府市人口統計」より）

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

山口県が公表している令和５（２０２３）年度学校基本統計によれば山口県内の高校卒業者の大学等進学率は４７．３％、就職者の割合は２７．０％である。大学等進学者の内、県内の大学・短期大学への入学率は２９．９％、短期大学への入学率は１０．５％という現状である。

本学の入学生の出身地は５割弱が山口県内で、隣の島根県と合わせて５割程度を占めている。５年間（令和元年度から令和５年度）の入学者数は、令和元（２０１９）年度から令和３（２０２１）年度まで減少していたが、令和４（２０２２）年度は令和元（２０１９）年度程度まで増加に転じ、令和５（２０２３）年度についても微増ではあるが増加傾向が継続しており、入学定員充足率は６０％を超えている。増加した要因は、ネパールからの外国人留学生の増加によるものである。今後も充足率の向上を目指し、積極的に入学者を確保する必要がある。

地域	令和元 (2019) 年度		令和２ (2020) 年度		令和３ (2021) 年度		令和４ (2022) 年度		令和５ (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
山口	48	64.9	46	71.8	38	70.3	45	62.5	38	47.5
島根	6	8.0	5	7.7	2	3.7	1	1.4	4	5.0
広島	0	0	0	0	1	1.9	1	1.4	0	0
福岡	3	4.1	3	4.6	4	7.4	9	12.5	7	8.75
熊本	0	0	0	0	0	0	1	1.4	0	0
その他	1	1.4	1	1.5	4	7.4	1	1.4	3	3.75
外国 (韓国)	13	17.5	10	15.4	0	0	0	0	0	0

(ベトナム)	3	4.1	0	0	1	1.9	14	19.4	6	7.5
(インド)	0	0	0	0	3	5.5	0	0	0	0
(ネパール)	0	0	0	0	1	1.9	0	0	22	27.5
合計	74	100	65	100	54	100	72	100	80	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 5（2023）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

大学を取り巻く環境は、D X（デジタルトランスフォーメーション）やグローバル化の進展、Society5.0 の到来により、これらを推進する人材の育成が不可欠となってきた。教育未来創造会議においては、「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」（第一次提言）が取りまとめられ、その中で今後取り組むべき具体的な方策として、人材育成を取り巻く課題、基本理念、在りたい社会像、目指したい人材育成についてまとめたうえで、①未来を支える人材を育む大学等の機能強化、②新たな時代に対応する学びの支援の充実、③学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備が掲示されている。将来を担う若者たちが、困難な課題に果敢に挑戦し、乗り越えていく力を備えることができるよう、地域、関係する施設や団体、企業等と連携・協働しながら、新たな時代に対応した人づくりが推進されている。

短期大学においても、幼稚園教諭、保育士、看護師、介護士、栄養士などの養成が強みとなっているが、こうした地域社会の要請に応じられる、魅力のある大学としての在り方が求められ、地方創生の観点からも地域に根差した教育を行う短期大学の役割は引き続き重要となっている。今後は、就職や転職を目指す社会人の再教育や生涯学習ニーズへの対応の強化、グローバル化への対応などについても強化が求められている。

■ 地域社会の産業の状況

東京への一極集中・地方の疲弊に伴い、様々な社会問題が生じている。地方では人口減少、高齢化、労働力不足等の課題を抱えており、デジタル化、D Xにおいても都市に比べ地方の企業での進展には遅れが認められるところであり、地域経済の担い手となる事業者への支援が望まれているところである。

山口県内では、「ものづくり」を中心とした高度技術や産業集積を活かした産業戦略の取組が官民一体となって推進され、産業インフラの充実、重点成長分野における企業誘致や技術交流などが行われてきている。また、人口減少、少子高齢化、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現等の課題に対応し、労働生産性の向上や経済と環境の好循環を推進する取組が強化されている。

防府市は、臨海部に自動車関連産業を中心とした工業地帯が形成されており、諸外国との物流拠点である重要港湾三田尻中関港を有するとともに、一級河川である佐波川の豊富な水資源に恵まれ、地震が少なく気候も温暖であり、企業立地に適した条件を備えている。このような特性を活かした企業誘致活動が行われ、市内企業の成長促進、創業者に対する各種支援を関係機関等と連携して行うことで、働き手である生産年齢人口の確保に努め、産業力の強化を図っている。

市内北部は、日本三天神の一つ防府天満宮の門前町として商業が発展し、南部は塩田跡地に企業誘致を進め、大規模自動車組立工場を頂点とする輸送用機械器具製造業が集積するなど、県内有数の製造品出荷額を誇る産業都市として発展した地域である。

令和3（2021）年の防府市の事業所数は4,263事業所で、平成28（2016）年と比べ5年間で225事業所が減少している反面、従事者数は54,104人で5,739人の増加となっている。事業所の産業分類別構成比は、「卸売業・小売業」が25.1%、続いて、「建設業」10.3%、「生活関連サービス業、娯楽業」9.8%、「宿泊業、飲食サービス業」9.7%となっており、全体の8割程度を第三次産業が占めている。（「令和3年度経済センサス活動調査」より）

令和2（2020）年度の市内総生産は5,030億円（名目）、市民所得は3,308億円となっている。市民所得を市内総人口（令和2（2020）年10月1日現在推計人口：113,638人）で除した1人当たりの市民所得は291万円である。

産業別の生産額では、第一次産業は7.3億円であり、前年比で農業が減少する反面、林業が増加している。第二次産業は2,352億円であり、前年比で製造業が1割以上減少している。第三次産業は2,656億円であり、前年比で宿泊・飲食サービス業が4割近く減少している。防府市の産業構造としては、減少傾向があるとはいえ製造業が全体の4割以上を占めている。（「令和2年度市町民経済計算」より）

■ 短期大学所在の市区町村の全体図





(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 〔テーマD 財的資源〕 ○ 学校法人全体、短期大学部門ともに過去3年間、事業活動収支は支出超過が続いている。学校法人第二麻生学園第2期中期計画及び学校法人第二麻生学園経営改善計画に基づき、その着実な実行が望まれる。 ○ 短期大学全体の収容定員充足率が低いので学生確保に向けて改善に努力されたい。
(b) 対策
○学生募集対策及び学生数・学納金等計画 学生募集活動については、これまでの活動の検証を踏まえ、山口県内の高等学校を中心に地元からの入学者を増加させることに重点を置きながら、以下のとおり学生募集を展開する。 (1) オープンキャンパスの工夫 本学の受入れ方針や学習内容を丁寧に説明すると同時に、企画段階から当日のプレゼンテーションまで積極的に在学生を参画させ、キャンパスライフの魅力を伝える。 (2) 学校説明会の効率的な活用 過去の参加者数やオープンキャンパスの参加者在籍校の分析から参加する説明会

を精査する。 (3) 高校訪問の重点化 志願者がいた学校、オープンキャンパス参加者がいる学校及び工業系課程をもつ高校に重点を置き、訪問ごとに十分な戦略を立てて計画する。 学生募集を工夫することにより、入学定員充足率や収容定員充足率を高め、学生生徒等納付金収入の安定化を図ると同時に、支出面では奨学費比率が高い現状であるので、抜本的な奨学金制度の見直しを図る。 ○外部資金の獲得、寄付の充実及び遊休資産処分計画 経常費補助金、科学研究費補助金及び寄付金収入等における外部資金の獲得で経常収入の安定化を図る。 経常費補助金では、補助金の増額につながるような新たな取組を充実させる。 科学研究費補助金では、学長のリーダーシップのもと学内体制を整備し、積極的な展開を図る。 「山口短期大学オープンカレッジ」等の資産の処分も視野に入れ、遊休資産の計画的な処分に取り組む。 ○人事政策及び人件費削減計画 学校法人、山口短期大学、山口短期大学附属幼稚園及び山口短期大学附属広島幼稚園の事務部門を統合し、事務職員の人員削減及び人件費の抑制を図りながら、教務管理・学生管理のシステム化の推進、SD研修の充実を通じて、事務処理能力の低下を防ぐ。 教員組織では、専任教員と非常勤教員の人員バランスや年齢構成のバランスを考慮し、財政的に可能な範囲で見直しを行う。 ○経費削減計画 教育に関係しない管理経費の削減を目指し、短期大学庶務課が中心となって教職員に節約を啓発する。	(c) 成果 ○学生募集対策及び学生数・学納金等計画 (1) 学生募集組織活動の充実 令和5年度は、オープンキャンパスを6回実施し、開催終了後に参加した学生・教職員にアンケート調査を行い、次回開催のオープンキャンパスでフィードバックできる体制で実施している。高校訪問についても活動を行った結果を比較・検討し、来年度の学生募集に活かせる体制で実施した。今年度のオープンキャンパス参加人数は、81名で前年度117名より下回った。高校内ガイダンスへの参加者は484名でこちらも前年度515名を下回る結果であったが、1年生は50名程度増加した。 (2) 奨学金制度の適正化 奨学費比率の適正化を図るには、入学生の増加を図ることが急務であるが、国の修学支援制度の活用を推進することで年間700万円程度国からの支援を学生が得られている。このことを注視しながら奨学金制度の在り方を検討して行く必要があ
--	---

り、機関要件を満たす努力を続けることが重要である。

(3) 学科の募集力の強化

入試広報委員会との連携を図り、報告書の結果を基に募集活動を行い、強化を図った。新たな資格としてピアヘルパーを導入し9名の取得者があった。また、数理・データサイエンス・AI教育プログラムの修了者は52名、履修率61%、修了者率71%であった。各学科において免許・資格又はコース内容を検証し、学生募集に繋がる効果的な内容及び広報の方法を検討する必要がある。

(4) オープンキャンパスの積極的な取組

令和5年度は、6回のオープンキャンパスを実施した。また、博多サテライトキャンパスを中心に「いつでもオープンキャンパス」を開催し、社会人学生等の利便性を考慮した。毎回結果の検証を行い、教員・学生アンケートを参考にして、改善を行った上で次の開催を実施した。特に8月には学生・教員が浴衣を着て実施するなど手法を変えたオープンキャンパスを実施し、参加者の評価も概ね良好であった。

(5) 感染症及び各種災害の影響を考慮した多様な学生募集活動

令和5年度は、全体的には新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着いていたが、学生及び教職員の中には、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に罹患する者もいた。しかし、オープンキャンパスには直接の影響もなく、実施できた。

ただし、自然災害に被災された方や遠隔地に居住されている方でも、オープンキャンパスに参加できるような仕組みが必要ではないかと考えられるため、引き続き検討を行う。募集広報に関して、多様なメディアの活用を検討し、若年層に受け入れられやすいSNSを積極的に活用する等、工夫が必要である。

(6) 入学者選抜の改革

令和6年度入学者選抜は前年同様の方法により実施した。定員拡充に繋がる内容の検証、改善の検討を行った結果、少子化等に対応するために令和7年度入学生より入学者選抜方式に「エントリー式総合型」を導入することを決定し、実施するための事前準備を行った。

○外部資金の獲得、寄付の充実及び遊休資産処分計画

学長がFD研修の際、科学研究費補助金の積極的な申請を促すことで、継続的な補助金の獲得につながっている。

リテラシーレベルの数理・データサイエンス・AIプログラムに取り組むことで、補助金の獲得を図った。

「山口短期大学オープンカレッジ」や「山口短期大学学生寮ドミトリグリーンフォーレスト」の解体に伴い、固定経費の削減が進んだ。さらに、跡地の処分を進めている。また、「山口短期大学附属幼稚園」の処分を検討した。

○人事政策及び人件費削減計画

学校法人と山口短期大学が同じ事務室内で業務を行うことにより、共通様式を活用した業務の効率化や法人事務局と短期大学で重複している諸手続きの見直しを行った。

業務量に見合った適正な教職員の採用計画と配置、雇用形態の多様化（外部業務委託）

を推進し、費用対効果に基づく事務の効率化と人件費の抑制を図った。公募により若手教員を採用できた。今後も年齢構成等のバランスも考慮した採用を実施する。

○経費削減計画

学内の照明器具は、不具合が発生した場所から随時LED照明への移行が進んでいる。省資源等の環境保全対策だけでなく、電気料金削減の意味からも、引き続きLED照明への交換を進めていく。

学校法人及び山口短期大学並びに山口短期大学附属広島幼稚園の教職員には、経費削減の意識が根付いており、短期大学庶務課が中心となった節約の啓発や取組が効果を上げている。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取

扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

令和5(2023)年度は科学研究費補助金を受けて研究活動を行った。公的研究費の管理・監査及び不正行為への対応等に関する最高管理責任者を理事長・学長とし、適正な管理・運営体制のもと執行した。

・公的資金の適正管理の方針

本学の学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、最高管理責任者が山口短期大学における研究者研究活動の行動規範を定め、本学において研究活動を行うすべての者及びこれを支援する者が遵守すべき行動規範としている。また、山口短期大学不正使用防止計画推進委員会において、学内の具体的な対策のうち最上位の不正使用防止計画に具体的な対策を明記し、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者が中心となり公的研究費の運営及び管理を行っている。

・公的研究費補助金取扱いに関する規程

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく、「山口短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく、「山口短期大学の研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を制定している。(提出-規程集90、91) 令和4(2022)年度にはガイドラインの見直し等に対応し、現行に則した内容、体制となるように全面改正を行った。また、「学校法人第二麻生学園経理規程」、「学校法人第二麻生学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人第二麻生学園出張旅費支給規程」及び学内のルールに基づき、適正な管理を行っている。(提出-規程集27、32、37)

・公的資金の適正管理の実施状況

「山口短期大学における研究者研究活動の行動規範」や関係規程等に基づいて、法人部門の監事及び第三者の監査法人による監査を行い、適正な管理を実施し、監事等から理事会において意見聴取を実施しており、毎年10月期には啓発活動期間としてチラシを教職員に配付、学内にも掲示を行い、不正防止に向けた取り組みや規程、ガイドラインの改正点等を説明し、適正な管理・運営を進めることを徹底している。(備付-65)

自己点検・評価の組織と活動

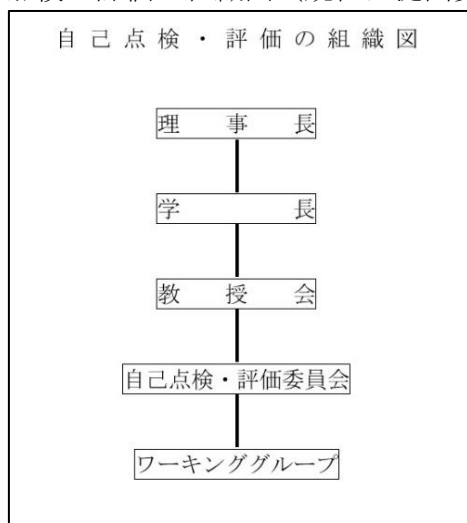
■ 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

令和5(2023)年度山口短期大学自己点検・評価委員会構成員

委員長	佐藤嘉倫	(副学長・ALO)
委員	砥上五郎	(副学長・法人事務局長)
委員	大崎堅	(教授・学長補佐)
委員	中津愛子	(教授・児童教育学科長)
委員	寺本公思	(教授・情報メディア学科長)
委員	柴田道信	(教授・学生部長)
委員	林孝哉	(教授・附属図書館長)
委員	呉 靱	(教授・学術研究所長)
委員	中村 浩	(教授)
委員	加藤浩久	(教授)
委員	古谷和明	(事務長)

委員 藤本正和（総務課長）

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学における教育研究活動等の状況について、自ら行う点検及び評価のための組織として、「山口短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づいて、山口短期大学自己点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）を設置している。（提出 - 規程集 55）

自己点検・評価活動は、本学の教育の保証、教育力の向上に資することから、全教授が点検・評価委員会の委員となり、全学的な取組みとして位置付けている。事務職員も、自己点検・評価活動に従事できるよう学内の各種委員会に委員として参画しており、自己点検・評価活動に関与できる組織となっている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に

令和5（2023）年度

年 月 日	活 動 内 容
令和5年 5月10日	第1回自己点検・評価委員会において、令和5年度評価報告書の作成について協議
令和5年 6月 7日	第2回自己点検・評価委員会において、作成スケジュール等を協議、責任者及びメンバー、役割分担を協議
令和5年 9月13日	第3回自己点検・評価委員会において、評価報告書作成のマニュアル（概要）を説明、作成を指示
令和5年10月 ～12月	任務分担者において評価報告書の作成
令和5年12月13日	第4回自己点検・評価委員会において、作業の進捗状況を報告、提出期限確認
令和6年 2月14日	第5回自己点検・評価委員会において、第1回提出分の評価報告書精査、修正、構成の確認
令和6年度 令和6年 4月17日	第1回自己点検・評価委員会において、提出された報告書、資料等の確認、精査、校正担当者の確認 評価年度の流れの確認
令和6年 4月24日	第2回自己点検・評価委員会において、第1回委員

	会において提出された報告書、資料等の修正後の確認、精査
令和6年 5月24日	5月1日基準日以降作成された報告書、資料の提出期限、事務局で確認、精査
令和6年 6月10日	第3回自己点検・評価委員会において、提出報告書最終確認
令和6年 6月12日	第3回教授会において、山口短期大学自己点検・評価報告書を審議、決定 提出用資料作成
令和6年 6月19日	送付資料最終確認 発送

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料 1 学生便覧令和 5 年度

2 大学案内 2023

3 ウェブサイト情報公開

4 学生募集要項 2023

5 教授会議事録令和 5 年度

6 山口短期大学学則第 1 条

備付資料 1 山口短期大学広報誌

2 山口短期大学公開講座及び出前講義報告書

3 防府市地域連携協定書

4 やまびこ会だより令和 5 年度

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学の建学の精神は「至心」である。それは、「誠心（まことごころ、ピュアな心）」を持った豊かな人間性を意味している。また建学の精神とともに教育理念・理想として「慈悲慈愛・奉仕の精神・報恩感謝（親・祖先の御恩、教師・先生の御恩、社会・国家の御恩、神・仏の御恩）」を内実化し、それを実践できる人間の育成を掲げている。

この建学の精神・教育理念を掲げた背景は、大学名を山口短期大学に変更した初代理事長・学長麻生繁樹が健全な社会の発展には、教育の力に負うところが大きく、そのため人間性豊かな教師・技術者の育成が急務であるという強い社会的使命感からであった。新たな時代に順応する人間には、豊かな教養と温かい人間性を自己の内に育み、常に向上させていくことが求められる。本学の使命は、あらたな知識と技術と誠実で慈悲深い優れた人間性とを兼ね備えたまさに“全人格的”な人間を養成して、世に輩出することにより、均衡のとれた社会の発展に寄与することにある。以上のように本学の建学の精神は、教育理念・理想を明確に示している。

本学学則第 1 条（提出－6）の教育目的に、「教育基本法及び学校教育法に基づき広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した論理と円満な人格とを兼ね備えた有為な教員・保育士並びに技術者を養成する

こと」と明示している。また本学の建学の精神・理念は教育基本法第一条で「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と語られる教育観・人間観と合致するものであり、公共性を有しているといえる。

教育基本法においては「人格の完成」が教育の目的とされ、人格の内容については平成18（2006）年の改正において、人格の内容を具体的に示すと考えられる「教育の目標」条項（第2条）が明示されている。本学の建学の精神のめざすところは誠心（まことごころ、ピュアな心）を持った豊かな人間性を有し、「学問と誠心の調和」により「慈悲慈愛・報恩感謝・奉仕の精神」を内実化し、それを実践できる人間の育成であり、これは改正教育基本法第2条の各規定の求める人格の諸内容と一致している。

さらに私立学校法においては、私立学校の特性を、各校が建学の精神に根差した諸活動を展開することにあると捉え、その自主性を重んじることにより私立学校の公共性が高められると謳っているが、その面でも、「至心」に基づく固有の建学の精神を軸に教育・研究・地域貢献活動を展開している本学は私学法の精神にも応じうる公共性を有している。

建学の精神については、入学式、学位記授与式、学内オリエンテーション等の各種行事、学生便覧（提出－1）、大学案内（提出－2）、本学ウェブサイト（提出－3）及び学生募集要項（提出－4）を通じて本学学生だけでなく、受験生、地域に対してもしても広く公表している。

建学の精神についてはオリエンテーションやオフィスアワーにおいて副学長または学生部長等が説明することで周知している。また、学長は入学式等において、学生に建学の精神や教育目標を詳しく説明している。教員に対しては、学長が定例教授会において毎回「建学の精神を訪ねて」と題して、わかりやすく説明を行っており、この議事録（建学の精神の箇所）（提出－5）を事務職員にも配付し、情報の共有を図っている。

非常勤講師に対しては、毎年度末に開催している「非常勤講師との懇談会」において、学長が講話を行い周知している（近年は新型コロナウイルス感染症の影響により開催できていない）。さらに、毎年3月に発行する山口短期大学広報誌（備付－1）にも、建学の精神に関する文章を掲載している。また、高校訪問の際は、これを配布し説明している。

本学の建学の精神は、あらゆる人間が理想とすべき姿として、麻生繁樹によって提唱されたのであって、時代を超えた汎用性を有している。したがって本学が開学以来高く掲げてきた建学の精神は、今後とも本学の教育・研究活動の根幹をなすものとして継承されていくべきであるというのが全学的な共通認識である。

本学では、自己点検・評価委員会を中心に、自己点検・評価報告書作成に係る作業部会が自己点検・評価報告書を毎年作成しているが、その過程において建学の精神についても、点検・評価の項目として取り上げてその内容や意義について定期的に確認している。さらに大学運営協議会、教授会の前に行われる連絡会議（幹部が参加）において、現行の建学の精神が本学の根幹的な理念をなすものとして確認されている。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学では地域・社会に向け、山口短期大学学術研究所が主体となり、公開講座を開講している。山口短期大学学術研究所のメンバーは本学の全専任教員であり、講座の内容は、児童教育学科や情報メディア学科の教育・研究の特徴を生かしたものである。地域住民を対象とした内容として、Excel VBA 入門講座のような生涯学習に関するもの、親子の遊びやピアノで奏でるおはなしの世界など、子ども・子育てに関するものがある。また、不登校の子どもや発達が気になる子どもの支援等、現職の教員や保育者を対象とした講座もある。特に、「保育実践講座」と称して毎年、開講している講座は、保育者の専門性向上を目的としたものであり、令和5年度は、「発達が気になる子どもの保育」「幼児理解と支援の方法」の2つのテーマで開催した。

さらに、山口短期大学学術研究所が主体となり、地域の学校に出かけて行う「出前講義」がある。これも、児童教育学科や情報メディア学科の特色を生かした内容で予めテーマを設定し、依頼があったときに依頼先に出かけて授業を行うというものである。

令和5（2023）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催が困難なものもあったが、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行された5月8日以後に実施した公開講座は以下のとおりであり、合計6公開講座、1出前講義、受講者総数162名であった。（備付－2）

令和5（2023）年度学術研究所主催公開講座・参加者数

No	参加者数	講座名	講師	開催日
1	90	親子であそぼう広場	中津愛子 平田睦美 正長清志	6月11日
2	中止	Excel VBA 入門講座	呉 靱	6月11日
3	中止	Excel VBA 入門講座	呉 靱	6月18日
4	11	不登校の子ども支援について話そう	田中佑弥	7月29日
5	3	保育実践講座「発達が気になる子どもの保育」	中津愛子 平田睦美	10月29日
6	26	親子であそぼう広場	中津愛子 平田睦美 正長清志	10月29日

7	26	ピアノとおはなしステキな時間	田中奏子 中津愛子	10月29日
8	2	保育実践講座「幼児理解と支援の方法」	中津愛子 平田睦美	11月 3日

令和5（2023）年度学術研究所主催出前講義参加者数・参加者数

No	参加者数	講座名	講師	開催日
1	30	防府商工高等学校 定時制 「出前コンサート」（高大連携）	田中奏子 安部浩信	9月29日

次に、各教員の地域貢献活動状況を記す。教員個人の専門分野における教育・研究の実績が地域に評価され、研修会の講師や協議会の委員等の要請を受け、活動を行っている。令和5（2023）年度の活動内容は以下のとおりであった。

令和5（2023）年度教員（個人）の地域貢献活動状況

教員名	所属	地域貢献活動	月 日
加藤浩久	児童教育学科 教授	長門市人権教育担当者研修会	5月23日
		萩市立福栄小中学校参観日	6月20日
		山口県中学校社会科教育研修会	7月 3日
		岩国市人権教育・啓発指導者養成講座	7月11日
		道德教育パワーアップセミナー （東部・中部・西部）3会場	7月25日他
		平生町人権教育研修会	8月 9日
		岩国市管理職研修会	8月17日
		美祢市人権教育ふれあい講座	8月21日
		萩市・阿武町中教研キャリア教育部会	8月24日
		下関市中学校教育研究会社会科部会	10月30日
		光市中学校教育研究会社会科部会	11月 6日
		萩市立須佐中学校参観日他4会場	11月11日他
		下関市中学校教育研究会社会科部会	1月22日
田中奏子	児童教育学科 准教授	珈琲コンサート（宇部市ルーテル教会） ピアノとサクソフォンの夕べ	4月22日
		山口県学生音楽コンクール 本選審査員	8月 8日
		防府市立大道小学校 読み聞かせボランティア	9月26日
		萩・明倫学舎「秋の音楽祭」	11月12日
		自宅ピアノ教室発表会（山口市）	11月25日
		幼稚園での音楽研修講師（ベトナム・ハ	11月30日～

		ノイ市)	12月 3日
中津愛子	児童教育学科 教授	山口県乳幼児の育ちと学び支援センター 専門分野に係る幼児教育としての訪問 下松私立幼稚園協会 研修会 講師 他4教育委員会	5月18日他
		山口県立山口南総合支援学校 学校運営協議会 会長 2回	5月25日他
		山口県聴覚障害教育関係機関連携協議会 委員	8月24日
		山口県社会福祉協議会 保育士キャリア アップ研修令和5年度障害児保育研修 講師 2回	8月29日他
		防府市立大道小学校 読み聞かせボランティア 2回	9月26日他
		山口県難聴児支援体制整備事業 小・中学校への訪問指導	10月27日他
		NPO 法人クロスロードもこもこ園 保護者懇談会 講師	2月22日
		山口県難聴児支援地域協議会 難聴児支 援従事者専門性向上研修会 講師	2月13日
中村 浩	児童教育学科 教授	防府市社会教育委員会 委員 2回	5月17日他
		岩国市中学校教育研究会国語部研修会 講師 2回	7月25日他
		山口県少年の主張コンクール2次審査 審査員	7月27日
		山口県小学校教育研究会国語部研究会 講師	9月28日
		下関授業づくり研修会 講師	9月29日
		山口県高等学校国語研究会 講師	10月31日
		下関授業づくり研修会 講師	11月 2日
		防府市中学校教育研究会国語部 示範授業者	11月14日
		中国国語研究大会実行委員会研修会 講師	11月22日
		周南市人権教育講演会（和田班） 講師	12月 1日
正長清志	児童教育学科 教授	防府市教育委員会 青少年ボランティア 推進委員	5月 8日
		社会福祉法人みどり会評議員	6月17日

		「社会を明るくする運動」駅前街頭広報活動	7月 1日
		令和5年度防府市こども施策推進協議会 会長	8月 21日
		令和5年度山口県こども政策課 高校生のための「保育職PRキャラバン隊出前講座」講師	9月 7日
		令和5年度防府市二十歳のつどい	1月 7日
		山口県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業 訪問調査	2月 19日
平田睦美	児童教育学科 講師	大道地区まちづくり推進協議会総務委員会 委員	5月 25日
		幼稚園新規採用教員研修 指導員 (山口市立仁保幼稚園) 4回	5月 30日他
		幼稚園新規採用教員研修 指導員 (山口市立大内幼稚園) 4回	6月 9日他
		認定こども園新規採用教員研修 指導員 (山口市立山口みなみこども園) 4回	6月 23日他
		山口県立山口中央高等学校 学校運営協議会 委員 2回	6月 12日他
		防府市男女共同参画審議会 委員	7月 7日
		大道まつり実行委員会 委員 2回	7月 27日他
		山口市立吉敷幼稚園子育て講演会 講師	9月 20日
		大道まつり	11月 12日
		防府市牟礼公民館家庭教育学級 講師	1月 18日

次に、地方公共団体等との協定、連携について述べる。

本学は防府市と連携協力に関する協定（備付－3）を結び、地域の総合的な活性化に資するイベントとして毎月第3日曜日の『家庭の日』に合わせて、『「家庭の日」親子ふれあいイベント』を主催し、教員、学生が企画・参加し防府市と一緒に取り組んでいる。この活動は年々参加者が増加し、地域において一定の評価を得ている。令和5（2023）年度の開催状況は以下のとおりであり、合計6回開催し、延べ61名の学生、延べ16名の教員の参加、延べ307名の市民の参加と好評であった。

令和5（2023）年度『家庭の日』親子ふれあいイベント開催状況

回数	月日（日）	イベント内容	市民参加者	参加学生 及び教員
1	6月 18日	・牛乳パックペン立て ・コロコロボールで遊ぼう	子ども 18人 大人 16人	学生 12人 教員 2人

		・紙コップでバッグを作ろう	合 計 34 人	
2	7 月 1 6 日	・夏祭りごっこをしよう ・コロコロボールで遊ぼう ・韓国の遊びを楽しもう	子ども 45 人 大 人 39 人 合 計 84 人	学生 13 人 教員 3 人
3	1 0 月 1 5 日	・お化けシューターで遊ぼう ・釣りゲームをしよう ・マラカスを作って遊ぼう	子ども 18 人 大 人 16 人 合 計 34 人	学生 9 人 教員 2 人
4	1 1 月 1 9 日	・紙コップ剣玉を作って遊ぼう ・センサリーボトルを作ろう ・ボーリングをしよう	子ども 19 人 大 人 26 人 合 計 45 人	学生 8 人 教員 3 人
5	1 月 2 1 日	・手合わせカードで遊ぼう ・福笑いをしよう ・お楽しみくす玉割	子ども 36 人 大 人 30 人 合 計 66 人	学生 11 人 教員 3 人
6	2 月 1 8 日	・鬼をやっつけよう ・鬼さんどうぞ！で遊ぼう ・でんでん太鼓を作ろう	子ども 26 人 大 人 18 人 合 計 44 人	学生 8 人 教員 3 人
合 計			子ども 162 人 大 人 145 人 合 計 307 人	学生 61 人 教員 16 人

本学の特色の一つは、学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）が活発なことである。ボランティア活動を「単位」と結びつける社会的傾向があるが、本学はボランティアの趣旨から、現在は単位を与える等、ボランティア活動を評価することは行っていない。しかし、本学の建学の精神の具現化に資することから、学生には積極的な参加を呼びかけている。学生ボランティアの中核となっているのは、山口短期大学ボランティアサークルやまびこ会である。学生のボランティア活動は、教育実習を終えた学生が小学校と本人の意向に基づき、授業の補助や行事支援のボランティア活動を行っている。令和 5（2023）年度の学生ボランティアの活動状況は以下のとおりである。（備付－4）

令和 5（2023）年度学生ボランティア活動状況

回数	行事名称・内容等	参加者	月 日
1	「家庭の日」親子ふれあいイベント	6 1	6 月～2 月第 3 日曜日（6 回）
2	海北園降誕会	8	5 月 2 1 日
3	大道よくし隊（見守り活動）	2	5 月～3 月第 2 金曜日
4	大道小 読み聞かせボランティア	1 1	6 月～週 1 回火曜日

5	24時間テレビ「愛は地球を救う」 チャリティーキャンペーン募金活動	6	8月27日
6	防府障害者スポーツ大会	2	10月14日
7	愛児園まつり	4	10月22日
8	大道まつり準備	5	11月11日
9	大道まつりボランティア	6	11月12日
10	大道駅前花壇パンジーの苗植え付け	2	12月 2日
11	大道駅花壇の水やり	12	4月～3月
12	第54回防府読売マラソン大会ボラン ティア	1	12月 3日
13	赤い羽根募金	2	12月10日
14	大道地域清掃活動	3	12月27日
15	防府市生涯学習フェステバル	3	3月 3日

本学へのボランティア活動依頼は、地域連携・国際交流センターのボランティア担当教員において集約している。そして、学生へは、担当教員から参加案内をし、学生がボランティア活動に参加する場合、可能な限り本学の教員が引率することとしている。また、教職員が自らボランティア活動に参加し、学生と共に防府市立大道小学校での読み聞かせや、大道まつりなどにスタッフとして参加し、地域貢献活動に取り組んでいる。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神は学内外に公開し、教職員に対しては教授会において「建学の精神を訪ねて」と題し、主に理事長・学長が建学の精神の由来、意味、現代的な解釈を述べている。これを受け教員はそれぞれの講義内容に建学の精神を取り入れることが増している。このため建学の精神について触れ、考える機会は教職員、学生ともに増していると言える。しかしながら、建学の精神がどれだけ学生に浸透しているのか数値化して検討は行っていない。今後建学の精神に関するアンケートなどを実施し学生達にどれほど浸透しているか量的に検討する必要があると考えられる。

また、建学の精神こそ私立学校それぞれのアイデンティティを表すものである。本学がどのような人間教育を行っているかは学内だけではなく、学外にも周知することが重要であると思われる。特に進路決定の判断材料としては、建学の精神は重要な決定因子の一つである。このためにも今後学外に対してこれよりもより積極的に建学の精神を伝えていく必要があると考えられる。

以上が建学の精神の課題である。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし

〔テーマ 基準 I-B 教育の効果〕

＜根拠資料＞

- 提出資料 1 学生便覧令和5年度
2 大学案内2023
3 ウェブサイト情報公開
4 学生募集要項2023
6 学則第1条、第2条、第5条
11 ウェブサイト情報公開

〔区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-1 の現状＞

本学は、建学の精神である「至心」を踏まえ、本学学則第1条において、広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した論理と円満な人格とを兼ね備えた有為な教員・保育士、技術者を養成することを目的とすると明記している。こうした教育目的を「容（かたち）」にするために、児童教育学科（初等教育学専攻、幼児教育学専攻）と情報メディア学科が設置されている。（提出－6）

また、各学科・専攻課程の教育目的について、学則第5条第3項において、以下のよう
に定めている。

(1) 児童教育学科 初等教育学専攻

社会的責任を自覚しつつ、教科指導を中核とした実践的素養を身に付けた小学校教諭を育成すると共に、子どもたちの成長を共有していく幼稚園教諭を養成すること

(2) 児童教育学科 幼児教育学専攻

社会のニーズを考慮しつつ、協調性とコミュニケーション能力を身に付けた幼稚園教諭を育成すると共に、子どもたちの喜びに共感できる保育士を養成すること

(3) 情報メディア学科

多様化する情報化社会において、対応できうる伝達媒体に関する技術を実践的に修得すると共に、個々の感性を活かした情報発信のできるIT基盤の技術者を養成すること（提出－6）

学科・専攻の教育目的は、学生に配布する学生便覧、大学案内、ウェブサイトに掲載し、学内外に広く公表し、ステークホルダーに理解を得るための取組を実施している。

また、学科・専攻の教育目的に基づく人材育成が地域・社会の要請に応えているかについて、定期に開催される各学科会議において、社会情勢、地域社会、学生のニー

ズを鑑み、さらに、本学への求人数や就職率をもとに総合的に評価をし、求められる人材の確認、点検を行っている。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

短期大学としての学習成果（汎用的学習成果）は、建学の精神に基づく教育目的・理念をより具体的な文言とし次のように定めている。

- ・何事にも誠実に取り組み、豊かな表現力と知識を持ち、誠実にコミュニケーションをとることができる。
- ・専門的職業人の資質と能力を持ち合わせて、地域とともに成長していくことができる。

各学科専攻の学習成果（専門的学習成果）は以下の通りである。なお、建学の精神を具現化した教育目標を各学科・専攻ごとに実際に身につける力として細分化し測定を可能とするべく具体化したものが学習成果である。このため建学の精神、教育目標、学習成果は一体をなすものであると言える。

[学習成果]

○児童教育学科 初等教育学専攻

- 1 学んだことをこれからの生活にいかし、さらに深く学び続けたいという意欲をもっている。(学び続ける力)
- 2 各教科・道徳の学習についての知識や技能を身につけ、実践的な指導力を有している。(実践的学習指導力)
- 3 子どもの発達について関心をもち、教育実習・学校体験活動を通して、子どもの特性を理解し知識を深めている。(子ども理解力)
- 4 教育実習・学校体験活動を通して、子どもや教職員と十分な交流ができる。(コミュニケーション能力)
- 5 様々な教育課題について意欲的に自ら学び、自分の考えをさらに高めることができる。(主体性)
- 6 他者の意見を尊重し、仲間と共に高め合い、お互いの良さを学ぼうとしながら、グループやペア活動に積極的に参加することができる。(協働性)

○児童教育学科 幼児教育学専攻

- 1 子どもの発達に関する専門知識を有し、一人一人の子どもの特性を理解する力を身につけている。(子ども理解力)
- 2 子どもの発達や興味・関心を理解したうえで保育を計画し、実践をする力を身につけ、集団と個への対応を考えた指導、援助ができる。(保育実践力)
- 3 子どもに関わるための豊かなコミュニケーション能力を身につけている。(コミュニケーション能力)
- 4 一つの課題に対して様々な視点から考え、自分の意見を述べる力を身につけるとともに、保育に関する課題に誠実に向き合い、解決に向けて考える力を身につけている。(課題解決力)
- 5 他者の意見を取り入れ、協働して物事を進めていく力を身につけている。(協働性)
- 6 自らの課題に対して学び続ける姿勢をもち、保育者としての資質・能力を高めるために主体的に学ぶ力を身につけている。(自ら学ぶ力)

○情報メディア学科

- 1 情報通信技術に関する基礎知識を修得している。(知識・理解)
- 2 情報システムを開発するための基本的な知識・技能や情報メディア技術を活用してコンテンツを効果的に制作・発信する能力を身につけ、実践的に応用することができる。(創造的思考力)
- 3 主体的に課題に取り組み解決する力及び他者と協働する力を身につけている。(態度・志向性)
- 4 コンピュータを使い情報表現をするための知識とそれらを活用する能力を身につけている。(汎用的技能)

学習成果は、学生便覧、大学案内、学生募集要項、ウェブサイトなどに掲載し、学内外に公表している。(提出 - 1、2、3、4)

各学科・専攻の学習成果が、本学の建学の精神から導かれた「あらたな知識と技術と誠実で慈悲深い優れた人間性とを兼ね備えたまさに“全人格的”な人間」形成や学校教育法第108条に謳われる、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力」と適合しているかについて各学科の会議や学習成果を測定する調査結果などから点検、検討を行っている。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

(4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

教育目的に応じた能力を身につけ所定の単位を習得した学生に学位を授与することが「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に示されている。ここに述べた教育目的を基に各学科・専攻は、この能力を養うために必要な教育内容として「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を定めている。また、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は教育目的に応じた能力を萌芽させるのに必要な基盤として定めている。したがって、本学の教育理念や教育目標、また、学則に規定された各学科・専攻の教育目的が、「学位授与の方針」から「教育課程編成方針」、「入学者受入れの方針」へと段階的かつ連続性のあるものとして一体的に定めていると言える。

三つのポリシーとも、毎年度、「学生便覧」の内容更新の際、学科を中心に組織的な議論の上、変更の必要がある場合には教授会の議を経て適宜変更している。

三つのポリシーを連続性のあるものとして一体的に定めている中で、教育活動においては、基礎教育科目と専門教育科目の2本の柱で教育課程の編成を行っている。基礎教育科目では、「まことごころ」を培っていくための幅広い視野と人間教育を育成する科目を開設し、専門教育科目では、自分が志す立派な社会人になるための専門的な知識・実践力を養っていける科目を開設している。また、学位授与の方針にかなう知識や能力を、主体的・対話的で深い学びによって獲得できる教育を実施している。

三つのポリシーは、短大ウェブサイト・大学案内の建学の精神・教育理念の中で、「基本方針三つのポリシー」として明記し、学内外に表明するとともに、学生便覧、大学案内、学生募集要項にも卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針として明記し、表明している。これら以外にも広報誌等でも広く表明している。（提出－1、2、4、11）

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

平成28（2016）年度からGPAを導入し、学習成果の測定として使用している。また、学習成果の項目を質問紙法の一項目に見立て、達成度の自己評価を学年末と卒業時に実施し、学習成果の達成度の可視化に努めている。本来であれば可視化によって学生自らが現在の自分の達成度を把握するとともに、次の課題を見いだす所まで指導・支援を行っていく必要がある。今後、可視化しフィードバックするだけではなく、学生個人の課題作成に繋がるような工夫が必要である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 6 学則第 2 条

提出資料 - 規程集 5 5 山口短期大学自己点検・評価委員会規程

備付資料 9 学生授業評価アンケート

1 0 学習行動・学習成果アンケート

1 1 短期大学調査

1 4 学生生活アンケート

1 5 就職先アンケート

1 6 卒業生アンケート

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価について、学則第 2 条第 1 項に、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するためにその教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことを明記している。そのうえで、自己点検・評価に関する必要な事項として、委員会に関する事項を定める規定を設け、「山口短期大学自己点検・評価委員会規程」に則り、副学長を中心に全学的に点検・評価に関与する体制が構築されている。(提出－6)
(提出 - 規程集 5 5)

点検・評価委員会において、毎年、点検・評価する項目を設定し、ワーキンググループを設置の上、該当部署からの報告と各種データ等をもとに、各項目について点検・評価を行っている。実施した自己点検・評価の結果は自己点検・評価報告書として、年度ごとに本学ウェブサイト上で公開している。

各学科・部署においては、会議等を通して、担当業務の実施状況を把握し、内容を点検・評価しながら業務を進めており、日常的に全教職員が自己点検・評価活動に関与する体制となっている。

高等学校関係者からの意見聴取は、広報担当者や学科の教員が高校訪問の際に行うことを主としており、聴取した意見をワーキンググループに報告するように求めている。高校学校関係者以外では、就職先や卒業生からアンケートによる意見聴取を行い、その結果を自己点検・評価活動の際に参考にしている。

自己点検・評価の結果は教授会での報告を経て、各部署で共有され、改革・改善に活用されている。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

学習成果を査定する手法として、本学では以下の方法を用いて、短期大学全体レベル、学科レベル、科目レベルにおける学習成果等を検証している。

<短期大学全体レベル>

- ・学位取得率
- ・退学状況
- ・単位取得状況
- ・進路状況
- ・学生生活アンケート
- ・学習行動・学習成果アンケート
- ・卒業生アンケート
- ・就職先アンケート
- ・短期大学調査

<学科レベル>

- ・学位取得率
- ・単位取得状況
- ・G P A
- ・進路状況
- ・免許・資格等の取得状況
- ・学生生活アンケート
- ・学習行動・学習成果アンケート
- ・卒業生アンケート
- ・就職先アンケート

<科目レベル>

- ・成績評価
- ・学生授業評価アンケート

(備付－9、10、11、14、15、16)

査定の手法の点検について、アンケート調査に関しては、毎年、関係部署で内容を点検

し、学習成果を的確に把握することができるよう必要に応じて内容を改訂している。査定の手法そのものの点検・検討については、自己点検・評価委員会において行っている。

授業担当者は、自身が行った成績評価結果と学生による学生授業評価アンケート結果をもとに、実施した授業内容を自己点検し、授業改善へとつなげており、授業の計画・実施・評価・改善というPDCAサイクルが機能している。(備付 - 9)

学習行動・学習成果アンケートや就職先アンケート等の指標データはFD・SD研修会等を通して関係教職員に共有され、各学科・部署において、学習成果の確認と教育活動等の改善に活用されている。(備付 - 10)

教育の質を保証するために、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令遵守に努めている。関係法令の変更があるごとに、その内容を関係の部署において確認した上で、必要に応じて教授会で審議し、学長が決定して学内全体で共有している。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題＞

教育の質の保証に関しては、学習成果の可視化を進めてはいるが、蓄積されたデータが十分ではなく、アセスメント方法が学習成果を正しく検証しているのか、妥当性の問題もあるが、さらなるデータの蓄積を待ちながら年度ごとの比較を行っていく必要がある。この比較によって年度ごとに教育の質が保たれているのか確認することが必要である。

また、社会の変化は急速なものであり求められる人材像もこれとともに変化していていると思われる。このため、学生の就職先等に聞き取りをさらに行いながら、社会が求める人材像に応じて柔軟に学習成果の見直し等も行っていく必要があると考えている。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項＞

特記事項なし

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価受審時に提出した自己点検・評価報告書に記述した「基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画」の実施状況については以下のとおりである。

前回の課題を要約するならば建学の精神である「至心」をいかに現代的な用語に置き換え周知させていくかが課題であった。

この課題に対して、学長は入学式等の式典で、建学の精神をわかりやすい言葉で説明している。また、教授会ごとに学長自らが建学の精神についてより現代的な内容に咀嚼しながら講話を行っている。また常勤者だけでなく非常勤講師への説明会においても同様に説明を行っている。これによって本学の建学の精神が意味するところや現代的な解釈を教職員が共通理解することができるようになってきている。

また、「学問と人間の探求」（1年前期必修）においてはこれまで以上に建学の精神につ

いて語る機会を持つことによって、教職員のみならず学生も同様の理解が進んできている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

改善計画は以下の３点である

- ・建学の精神の解釈について外部にも積極的に公表し、関連する外部機関に対しても周知を図る。
- ・学習成果の測定方法の妥当性、また測定結果の信頼性・妥当性を検証する。
- ・学習成果として学生が身につける能力が社会のニーズに合致しているのか検証を行う。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学生便覧令和5年度
 4 学生募集要項2023
 6 学則第15条、第17条、第18条、第22条、第41条～第44条
 11 ウェブサイト情報公開
 13 シラバス令和5年度
- 提出資料・規程集 71 山口短期大学学科規程
 74 山口短期大学学位規程
 77 山口短期大学履修規程
- 備付資料 8 高校訪問報告書
 10 学習行動・学習成果アンケート
 11 短期大学調査
 14 学生生活アンケート
 15 就職先アンケート
 16 卒業生アンケート
 30 GPA分布状況

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した論理と円満な人格とを兼ね備えた有為な教員・保育士並びに技術者を養成することを目的としている。

各学科・専攻の教育目的は、以下のとおりである。

○児童教育学科初等教育学専攻

社会的責任を自覚しつつ、教科指導を中核とした実践的素養を身に付けた小学校教諭を育成すると共に、子どもたちの成長を共有していく幼稚園教諭を養成する。

○児童教育学科幼児教育学専攻

社会のニーズを考慮しつつ、協調性とコミュニケーション能力を身に付けた幼稚園

教諭を育成すると共に、子どもたちの喜びに共感できる保育士を養成する。

○情報メディア学科

多様化する情報化社会において、対応できうる伝達媒体に関する技術を実践的に修得すると共に、個々の感性を活かした情報発信のできる IT 基盤の技術者を養成する。

本学では、「何事にも誠実に取り組み、豊かな表現力と知識を持ち、誠実にコミュニケーションをとることができる社会人としてふさわしい人間性を有するとともに、専門的職業人の資質と能力を持ち合わせて、地域とともに成長していくことができる者に短期大学士の学位を授与する。」こととしている。

卒業認定及び学位について、学則第 2 2 条に「本学に 2 年以上在籍し、第 1 7 条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。」と示し、同条第二項に、「卒業した者について、本学学位規程の定めるところにより、学長は短期大学士の学位記を交付するものとする。」と示している。そして、専攻分野を付記した短期大学士の学位の名称について、学科ごとに以下のとおり示している。(提出－6)

児童教育学科 短期大学士(教育学)

情報メディア学科 短期大学士(情報学)

各学科・専攻に卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を以下のとおり定めている。各学科・専攻の卒業・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)には、教育目的が示され、これを細分化し具体的に測定可能な学生が獲得すべき能力として学習成果を設定してある。このため卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応しているといえる。

○児童教育学科初等教育学専攻

社会的責任を自覚しつつ、教科指導を中核とした実践的素養を身につけ子どもたちの成長を共有していく力を身につけることを目的としている。この目的を達成すべく編成された教育課程において所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定して、学位を授与する。

○児童教育学科幼児教育学専攻

社会のニーズを考慮しつつ、協調性とコミュニケーション能力を身につけ、子どもたちの喜びに共感できる力を身につけることを目的としている。この目的を達成すべく編成された教育課程において所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定して、学位を授与する。

○情報メディア学科

多様化する情報化社会において、対応できうる伝達媒体に関する技術を実践的に修得するとともに、個々の感性を生かした情報発信のできる IT 基盤の技術を身につけることを目的としている。この目的を達成すべく編成された教育課程において所定の必要単位を修得した学生に対して卒業を認定して、学位を授与する。

単位の授与及び成績の評価は、学則第15条に、「授業科目を履修し、定期試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、授業科目によっては、試験以外の方法で学習の成果を評価して単位を与えることができる。」と明記している。また、「成績評価は、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。」と明記している。さらに、学則第17条に児童教育学科は68単位以上を、情報メディア学科は66単位以上を修得しなければならないことが示され、各学科・専攻の必修科目及び選択科目の単位数が明記されている。資格の修得については、学則第18条に示され、児童教育学科では小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の取得に必要な科目及び単位数が明記されている。(提出-6)

このように、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は、「学則」に示され、「山口短期大学学位規程」、「山口短期大学履修規程」にも明記されている。「学則」は、毎年学生に配布する学生便覧やウェブサイト等にも掲載してある。(提出-1、6)(提出-規程集74、77)

「何事にも誠実に取り組み、豊かな表現力と知識をもち、誠実にコミュニケーションをすることができる社会人としてふさわしい人間性を有するとともに、専門的職業人の資質と能力を持ち合わせて、地域とともに成長していくことができる者に短期大学士の学位を授与することとしている。」という本学の卒業認定・学位授与の方針により、児童教育学科では教育者及び保育者を地域に輩出し、情報メディア学科ではビジネスソフトの応用的な使い方なども学び、IT分野以外で活躍している卒業生もいる。また、本学には外国人留学生も在籍しており、帰国後に母国の企業で就職するものや、日本国内にある企業に就職する者もいる。社会人として必要なコミュニケーション能力やチームワーク力も養われているため、社会的・国際的にも幅広く活躍できる人材を育成している。

成績判定は、各科目担当者がシラバス(提出-13)に記載した評価基準と方法に沿って評価点を算出している。科目担当者には、初回の授業でシラバスの内容を十分に説明し、特に評価の基準と方法については学生と教員とで齟齬がないよう注意している。

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は児童教育学科、情報メディア学科の各学科会議などにおいて定期的に内容を点検している。(提出-規程集71)

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

- ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

まず、本学全体の教育課程・編成の方針（カリキュラム・ポリシー）として、建学の精神のもと、基礎教育科目と専門教育科目の2本の柱で構成している。基礎教育科目では、「まことごころ」を培っていくための幅広い視野と人間教育を育成する科目を開設している。専門教育科目では、自分が志す立派な社会人になるための専門的な知識・技能を養い、実践力を身につけることを目指す。学位授与の方針にかなう知識や能力を、主体的・対話的で深い学びによって獲得できる教育を実施することを教育課程・編成の方針（カリキュラム・ポリシー）として掲げている。

教育課程の編成は、教育課程・編成の方針（カリキュラム・ポリシー）の方針に対応したものである。また、教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、本学の建学の精神、教育理念等を踏まえたものである。基礎教育科目では、建学の精神である「至心」を具現化するために、「学問と人間の探求」という科目を1年前期の必修科目としている。また、国際社会に対応できる人材を育成するため、2年次に「国際交流」という科目を必修科目としている。これらの科目を基礎教育科目の中核とし、「人文」「社会」「自然」「総合」「外国語」「保健体育」の各領域に授業科目を設置し、幅広い視野と豊かな人間性を育成することとしている。

専門教育科目は、各学科・専攻の人材育成、教育研究上の目的に基づき、体系的に編成している。特に児童教育学科では、教員免許・保育士資格取得のために必要な科目を設置した教育課程を編成している。

各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）における教育目的を達成するために、各学科・専攻の教育課程・編成の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定め、授業科目を編成している。（提出ー11）

○児童教育学科初等教育学専攻

- 1 教育についての理論を学び、学校現場との連携を図るなど、様々な教育課題について誠実に考えていく機会と場面を提供する。
- 2 各教科や道徳等、子ども理解についての知識や技能を身につけ、授業づくりや教育相談等の教育技術の向上を図り、実践的な指導力を養う。
- 3 少人数指導やアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を通して、思考力・判断力・表現力やコミュニケーション能力、主体的な学習態度を育てる。
- 4 模擬授業や研究協議を通して、教材を作成する創造性やチームで取り組む協働性

を養う。

○児童教育学科幼児教育学専攻

- 1 保育・幼児教育に関する知識と技能を、基礎から応用まで段階を追って学ぶことができるようにする。
- 2 保育現場と連動した実践的な学習機会を提供する。
- 3 少人数指導や個別指導、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業を行い、思考力や表現力、コミュニケーション能力、主体的な学習態度を養う。
- 4 模擬保育や保育総合研究を通して、他者と協働する力や問題解決能力を養う。

○情報メディア学科

- 1 ICT分野を学んでいく上で必要不可欠な情報通信技術の基礎知識を修得する。
また、専門的な学びへと円滑に進めるように、数学的基礎知識や基本的な言語・計算能力を養う。
- 2 専門領域の学習に必要な知識・技能を体系的かつ段階的に修得するとともに、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業を行い、主体的な学習態度、実践的な応用力、論理的な思考力やコミュニケーション能力を養う。
- 3 卒業研究を通して、主体的に課題に取り組み解決する力、他者と協働する力、論理的な文章作成力、プレゼンテーション能力など、実社会において必要となる総合的な力を養う。
- 4 教育背景が異なる多様な入学者に応じて、導入的な教育を行う。
- 5 生涯にわたる多様なキャリア形成に必要な力を育成する。

以上の内容から教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応している。

教職再課程認定、保育士養成課程認定が行われた際、教育課程編成の方針を見直し、授業科目の変更等を行っている。教員の配置についても、経歴・教育研究業績を基に教職再課程認定の基準を達成し、質の保証ができるように適正に配置することができている。本学では、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を50単位とすることを学則第17条第2項に明記し、単位の実質化を図っている。(提出-6)

単位の授与は、科目の到達目標ごとに点数を算出するルーブリック評価を用いた成績評価を行い判定している。

シラバス(提出-13)には、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に学生が獲得すべき能力として示されている学習成果との関連性、到達目標、授業内容と進め方(授業内容、予習内容、予習時間、復習内容、復習時間)、成績評価、ルーブリック評価を用いた成績評価、課題に対するフィードバックの方法、テキスト及び参考文献、メッセージ等の必要な項目を明示している。

各科目、教員間でできる限り共通性を持ち学生がわかりやすいように工夫をしてシラバスを作成している。シラバスは、本学ウェブサイトに掲載することで、学内外に公表している。

教育課程には一貫性と時代に合った柔軟性が求められる。教育課程の見直しは、小学校・幼稚園教員養成に関し文部科学省から提示された教職課程認定に関わるカリキュラ

ムの改正及び厚生労働省から提示された保育士養成課程に関わるカリキュラム編成の時期には児童教育学科の教員が全員で協議を重ねている。社会の情勢と時代のニーズに応える人材を育成するために、必要な科目を精選することが大切と考え、各学科会議において定期的に協議し、各学科の教育課程の見直しを行っている。（提出－規程集 7 1）

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

学校教育法に定められる短期大学の目的は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。（学校教育法第108条第1項）」とされている。

本学の教養教育は基礎教育科目として「人文」「社会」「自然」「総合」「外国語」「保健体育」の領域ごとに科目を設置している。基礎教育科目は、「まことごころ」を培っていくための幅広い視野と人間教育を育成することを目的とし、設置科目は総計18科目34単位である。卒業するためには必修8単位、選択必修8単位以上、修得しなければならない。必修科目の一つである「学問と人間の探求」は1年次前期に開設し、本学の建学の精神と教育理念、教育方針への理解を深めるとともに、初年次教育として、大学生活が円滑に送れるよう大学生活の心得、大学で学ぶための基本的な知識・技能を身につけることを目的としている。また、自らの将来と関連付けながら、グループ討議等で積極的に他者とコミュニケーションをとり、自らの知識や考えを広げることが目標としている点で、専門教育との接続ができるようにしている。選択必修科目は、学生自身の関心に基づき、知識・技能を深めたいと思う科目が選択できるよう、時間割を編成している。

本学では、文部科学大臣が認定する「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」を令和3年度から実施し、全学生が修得できるよう、「データサイエンス入門」という科目を基礎教育科目に設置している。数理・データサイエンス・AIが社会においてどのように活用できるかを知るとともに、データを適切に処理・分析するための基礎を学ぶ科目であり、ICTの活用が不可欠になった児童教育学科初等教育学専攻の各指導法の授業にも役立つ。特に、情報メディア学科においては専門科目との関連が明確である。

基礎教育科目の効果は、ルーブリック評価に基づく成績評価、学生が回答する「学習行動・学習成果アンケート」によって量的・質的データとして測定、評価をしている。建学の精神・教育理念に基づき設定された学位授与の方針に沿いながら、身につけておくべき基本的な知識や技能を修得させることに重点を置いた教養科目や、教育課程は体系的に編成されている。本学においては、教務・教育実習委員会が設置され、系統だった学びができているか、社会・学生のニーズに沿ったカリキュラムになっているかなど、教育課程の評価、改善を定期的に行っている。

児童教育学科、情報メディア学科共通 基礎教育科目

科目区分	授業科目	必修	選択	備考
基礎教育科目	人文 宗教学 生活と芸術 余暇生活論 比較文化概説		2 2 2 2	小学校・幼稚園教諭免許を取得する者は、日本国憲法 2 単位を修得する。 小学校・幼稚園教諭免許を取得する者並びに情報メディア学科生は、データサイエンス入門 2 単位を修得する。
	社会 日本国憲法 現代社会問題 行動科学		2 2 2	
	自然 物理学 生物学 データサイエンス入門		2 2 2	
	総合 学問と人間の探求 国際交流 言葉とコミュニケーション	2 2	2	
	外国語 英語会話 ハングル 日本語(留学生対象)	2	2 2	
	保健 体育 健康科学 スポーツ教育	1 1		
	合 計	8	2 6	

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

短期大学は、四年制大学同様、「教養科目と専門教育」を行う一方で、「職業的・実務的教育」が行われている。本学の児童教育学科においては、小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士証資格取得のための法定基準を質量ともに満たす教育課程を編成している。小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士証資格取得には、学内での授業に加え、学外での実習が必須である。学校現場での教育実習や保育所等の児童福祉施設における保育実習に向けて、学内で行う実習事前指導としての授業や学校体験活動、保育現場の見学観察実習を行い、教育者・保育者としての資質・能力を養うことができるよう、児童教育学科の教員が全員で実習指導を行う体制を整えている。

情報メディア学科では、急速に変化する情報社会に対応できる専門家を養成するための教育課程を編成している。そのうえで、地域に貢献する社会人の養成を目的とし、社会人として必要な企画力、コミュニケーション能力、主体性の育成を行っている。

教育職員免許法、児童福祉法等関連法令の改正等に適切に対応するとともに再課程認定、指定保育士養成施設としての報告及び質問又は立入検査に適切に対応している。

職業教育の効果の測定・評価については、教育実習、保育実習では、実習先からの実習評価と、実習体験をもとに見出した学生自身の課題に対し、実習後にどのような学びを深めているかなどを実習事後の評価として、教務・教育実習委員会で成績評価を行う体制を整えている。改善については、学習行動・学成果アンケートの結果を踏まえて取り組んでいる。

児童教育学科 初等教育学専攻 専門教科目

科目区分	授 業 科 目		必修	選択	備 考
専 門	国語	国語（書写を含む。） 国語表現学	2 2		小学校教諭免許を取得する者は、 ○印のうちから2科目以上を修得する。
	社会			○ 2	
	算数			○ 2	
	理科			○ 2	
	生活			○ 2	
	音楽	音楽 声楽 器楽Ⅰ 器楽Ⅱ	2 1 1	1	小学校教諭免許を取得する者は、 ○印を必修する。
	図画 工作	図画工作 工芸	2 2		
	体育	体育Ⅰ 体育Ⅱ リズム運動	2 1	1	
	家庭			○ 2	
	外国語			□ 2	
教 育	特別講義			2	小学校教諭免許を取得する者は、 △印のうちから2科目以上を修得する。
	卒業研究		2		
	小 計		1 7	1 6	
	現代教師論		2		
	学校教育の制度と経営			□ 2	
	教育原論		2		
	教育心理学		2		
	児童心理学			2	
	初等教育課程論			□ 2	
	教科の指導法	国語科指導法 社会科指導法 算数科指導法 理科指導法 生活科指導法 音楽科指導法 図画工作科指導法 体育科指導法 家庭科指導法	2 2 2 2	△ 2 △ 2 △ 2 △ 2 △ 2	
科 目	道徳の理論と指導法		1		
	総合的な学習の時間の指導法			□ 1	
	特別活動の指導法			□ 1	
	外国語指導法			□ 2	
	教育方法学			□ 1	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			□ 1	
	情報処理実習Ⅰ			□ 1	
	情報処理実習Ⅱ			□ 1	
	プログラミング教育			2	
	進路指導の理論と指導法			□ 2	
	生徒指導と教育相談			□ 2	
	特別支援教育			□ 2	
	ボランティア実習			□ 2	

	教育実習指導 教育実習 学校体験活動 教職実習演習（小学校）		☐ 1 ☐ 4 ☐ 1 ☐ 2	
	小 計	1 5	4 2	
	合 計	3 2	5 8	

児童教育学科 幼児教育学専攻 専門教科目

科目 区分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 教 育 科 目	幼児と言葉		○ 1	1. 幼稚園教諭免許を取得しようとする者 (1) 選択科目の幼児と言葉、ピアノⅠを修得する。
	幼児と音楽表現 音楽基礎と理論 ピアノⅠ ピアノⅡ	1 1	○ 2 1	
	幼児と造形表現 幼児図画工作	2	※ 1	
	幼児と健康 幼児体育	2	※ 1	(2) 教職に関する科目から学校教育の制度と経営、特別支援教育、教育方法学、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法、情報処理実習Ⅰ・Ⅱ、幼児理解と教育相談、教育実習指導、教育実習、学校体験活動及び保育・教職実践演習（幼稚園）を修得する。
	幼児と人間関係	1		
	幼児と環境	1		
	社会福祉 子ども家庭福祉 児童福祉法と子どもの権利 保育原理	2 2 2	※ 2	(3) 幼児教育課程論と幼児指導法を修得し、併せて保育内容演習の科目から5科目8単位を修得する。
	現代社会と保育行政	2	※ 2	
	社会的養護Ⅰ	2	○ 1	
	社会的養護Ⅱ		※ 1	2. 保育士資格を取得しようとする者 (A) ○印の科目を修得する。
	社会的養護演習		○ 2	
	子ども家庭支援論		○ 1	
	子育て支援 保育実習指導Ⅰ 保育実習Ⅰ		○ 2 ○ 4	(B) 保育所を希望する者は、□印の科目を修得する。
	保育実習指導Ⅱ		□ 1	
	保育実習Ⅱ		□ 2	
	保育実習指導Ⅲ		△ 1	(C) 保育所以外の児童福祉施設を希望する者は、△印の科目を修得する。
	保育実習Ⅲ		△ 2	
	子どもの保健 子どもの健康と安全 子どもの疾病と保健 子どもの食と栄養	2 2 2	○ 1 ※ 2	
	乳児保育Ⅰ 乳児保育Ⅱ 障害児保育 障害児・者の支援 特別講義		○ 1 ○ 2 ※ 2	保育総合研究は、保育士資格の修得科目の保育実践演習に読み替える。
	保育総合研究	2	2	
	児童文化財と子どもの遊び		※ 2	
	小 計	2 4	3 9	現代教師論は、保育士資格の修得科目の保育者論に読み替える。
	現代教師論	2		
	学校教育の制度と経営		2	
	教育原論	2		教育原論は、保育士資格の修得科目の教育原理に読み替える。
	教育心理学 発達心理学 子ども家庭支援の心理学 子どもの理解と援助 発達心理学Ⅱ（行動観察法） 臨床心理学	2	○ 2 ○ 2 ○ 1 ※ 1 ※ 2	
	特別支援教育 教育方法学 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		2 1 1	
	情報処理実習Ⅰ 情報処理実習Ⅱ		1 1	幼児教育課程論は、保育士資格の修得科目の保育の計画と評価に読み替える。
	幼児教育課程論		○ 2	
	幼児指導法		2	

	保育内容総論			○ 1	
	保 育 内 容 演 習	保育内容の指導法(健康)		○ 2	
		保育内容の指導法(人間関係)		○ 1	
		保育内容の指導法(環境)		○ 1	
		保育内容の指導法(言葉)		○ 2	
		保育内容の指導法(表現Ⅰ(音楽・造形))		○ 2	
	幼児理解と教育相談			2	
	教育実習指導			1	
	教育実習			4	
	学校体験活動			1	
保育・教職実践演習(幼稚園)			2		
小 計			6	3 9	
合 計			3 0	7 8	

情報メディア学科 専門教科目

科目 区分		授 業 科 目	単位	備 考
専	必修 科目	情報科学概論	2	選択科目を 3 0 単位以上修得する。
		情報モラルとセキュリティ	2	
情報数学		2		
オペレーティングシステム		2		
コンピュータの仕組み		2		
プログラミング基礎		4		
プレゼンテーション技術		2		
工学リテラシー		2		
卒業研究		2		
小 計		2 0		
門 <				

	小 計	6 9	
	合 計	8 9	

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

学生募集要項（提出－４）に、本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）をはじめ、各学科・専攻における入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）について、選抜方法ごとに学力の３要素で区分し、分かりやすく表にまとめ記述している。

本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育課程の方針を実施するために、自分の人生を大切にし、少しでも豊かな人生を送りたいと願っている人や、自分や他の人を大切に思い基本的に人間が好きな人、そして、明確な目的意識を持ち、相手を理解しながら自分の考えを表現できる人物の入学を期待している。

各学科・専攻のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。入学前の学習成果の内容や教育において可能となる人材を輩出するために、求められる人材の方針としている。（提出－１１）

○児童教育学科初等教育学専攻

本学の教育において可能となる人材を輩出するために、入学者の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、次のような人材を求めている。

- 1 基礎的な知識を有している人
- 2 主体的に学ぶ習慣が身についている人
- 3 自ら考え、判断し、行動することができる人
- 4 自ら考え、自分の言葉で思いを語ることができる人
- 5 教育者を目指す意志を持っている人

6 他者を尊敬し、感謝する態度を有している人

○児童教育学科幼児教育学専攻

本学の教育において可能となる人材を輩出するために、入学者の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を定め、次のような人材を求めている。

- 1 基礎的な知識を有している人
- 2 主体的に学ぶ習慣が身についている人
- 3 自ら考え、判断し、行動することができる人
- 4 自ら考え、自分の言葉で思いを語ることができる人
- 5 保育者を目指す意志を持っている人
- 6 他者を尊敬し、感謝する態度を有している人

○情報メディア学科

学科の掲げる目標に則した人材を育成するために、文系・理系を問わず、次のような人物の入学を求めている。

- 1 I C T分野に興味を持ち、関連する知識や技能を身につけたい人
- 2 興味のある分野を主体的に学び、能力を高める意欲のある人
- 3 基礎知識とコミュニケーション能力を持ち、更に一層の向上を目指したい人
- 4 責任感と協調性を持ち、主体的に行動できる人
- 5 知識や技能を生かし、社会に貢献する意欲のある人

各学科・専攻のアドミッション・ポリシーに定める方針により求めている人材を幅広く又より優れた人材を募集するために多様な選抜試験を実施している。選抜試験の方法には、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜がある。

選抜試験において定められた選考方式に基づき、各学科の求める人物像と合致するかを総合的に評価し、入学者を選抜している。入試方法の妥当性と入試結果の妥当性の検証についても、定期的に会議を開き、各学科各入試の選考方法の基準と照らし合わせて、選考の妥当性を検証している。

入学金、授業料、必要な経費は、学則、学生便覧、学生募集要項に明示している。(提出 - 1、4、6)

入学の手続等は学生部の事務職員が主に対応し、入試・広報委員会に所属する教職員も対応している。受験に関しての問合せは、窓口を限定し、内容により上記所属教職員が適切に対応している。

入試・広報委員会に所属する教職員を中心に全教員が高校内ガイダンスや定期的に学生募集に関する高校訪問(備付-8)を実施しており、その際に学校関係者からの意見を聴取し、委員会及び教授会等において報告、検証を実施し改善に繋げている。

令和5(2023)年度高校内ガイダンス実施状況

月	回数	高校所在地区
4月	1	福岡県

5 月	4	県内光、萩地区
6 月	8	県内山口、防府、光、宇部、周南地区
7 月	5	県内防府、宇部地区
8 月	1	県内山口地区
9 月	4	福岡県、県内周南、山口、防府地区
10 月	2	県内萩地区
11 月	6	県内柳井、防府、周南地区
12 月	4	県内柳井、防府地区
1 月	3	県内柳井、山口、防府地区
2 月	1	県内山口地区
3 月	5	県内山口、防府地区
合計	44	

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

各学科・専攻の学習成果は、学生が獲得すべき能力として、測定可能な項目として具体的に示している。各科目と学習成果との関連をシラバスに示しており、各科目を履修し、単位を修得することにより、一定期間内に獲得することができる。また、学習行動・学習成果アンケートによっても、学科・専攻の学習成果は測定可能である。(備付－10)

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学習成果の獲得状況の測定については、学生の学習成果を学科・専攻別に過去3年間の学位取得率、単位取得率を調査・集計、資格取得率、採用試験合格率、客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料としてGPA分布状況（備付－30）を学科・専攻ごとに

作成し活用している。今後も効果的効率的なデータの収集をめざして、工夫改善を加えて行く。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

学生支援・キャリアセンターが中心となり、進路先（就職先）へのアンケート調査（備付 - 15、16）を実施している。令和5（2023）年度の就職先アンケートの実施状況は以下のとおりである。

<令和5（2023）年度 就職先アンケートの実施状況>

調査対象	令和元（2019）・2（2020）・3（2021）年度卒業生90名（79事業所）
調査方法	・郵送によるアンケート用紙の送付 ・返信用封筒またはFAXによる回答の回収
調査期間	アンケート発送日：令和5（2023）年8月25日 回答期限：令和5（2023）年9月22日
回答状況	回答率：77.8%（回答数：70件）

卒業生に対するアンケート調査については、令和5（2023）年度は、一般財団法人大学・短期大学基準協会による「短期大学卒業生調査」を活用した。（備付 - 11）令和5（2023）年度の卒業生アンケートの実施状況は以下のとおりである。

<令和5（2023）年度 卒業生アンケートの実施状況>

調査対象	平成30（2018）・令和2（2020）・4（2022）年度卒業生127名
調査方法	短期大学卒業生調査（一般財団法人大学・短期大学基準協会）に参加
調査期間	令和5（2023）年7月24日～8月31日
回答状況	回答率：24.4%（回答数：31件）

上記アンケート調査以外にも、就職先への訪問、あるいは実習訪問時等にも卒業生の状況把握を行っている。

アンケート調査等の結果は、学生支援・キャリアセンターを通して教職員に共有され、各学科や学生支援・キャリアセンター等において、学習成果の点検や学生支援の充実等の検討資料として活用している。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

現時点では学習成果の明確化、測定に力を入れデータの集積ができてきている。これにより数値などから自らの成長やまだ足りない点などが可視化できるようになっている。しかしながら現状の三つのポリシーや学習成果などについてはステークスホルダー等第三者の視点が反映されていないという問題を有している。社会で求められる人材を育成していくためにはこの第三者の目を反映させることが極めて重要であると考えられる。現時点ではステークスホルダーの一部にアンケートなどを行っているが、サンプル数も少ない。今後ステークスホルダーを中心とした第三者の目を反映させた教育課程を点検し構築していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特記事項なし

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

＜根拠資料＞

提出資料 1 学生便覧令和5年度

2 大学案内2023

4 学生募集要項2023

13 シラバス令和5年度

提出資料 - 規程集 9 第二麻生学園文書取扱規程

85 山口短期大学長期履修学生に関する規程

86 山口短期大学長期履修学生に関する細則

備付資料 9 学生授業評価アンケート

10 学習行動・学習成果アンケート

12 科目別ルーブリック評価

14 学生生活アンケート調査

15 就職先アンケート

16 卒業生アンケート

17 山短通信

19 入学・新年度オリエンテーション資料

20 履修オリエンテーション資料

21 Google Workspace の利用方法

22 入寮オリエンテーション資料

23 留学生オリエンテーション資料

24 進路指導担当者会議録

25 学科・専攻別進路状況

26 オフィスアワーの掲示資料

27 令和5年度進路指導計画

- 2 8 卒業生の進路一覧表[令和 3 (2021) 年度]
- 2 9 卒業生の進路一覧表[令和 4 (2022) 年度]
- 3 0 卒業生の進路一覧表[令和 5 (2023) 年度]
- 3 1 G P A 分布状況
- 4 7 図書館だより
- 4 9 学内コンピュータ教室配置図

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員はシラバス（提出 - 1 3）に成績の評価手段と評価比率に加え、評価基準をループリック形式で明示しており、これらの基準に基づき、学習成果の獲得状況を厳正に評価し

ている。教員は、授業の取り組み状況や小レポート等を通して、学生の学習成果の獲得状況を常に把握し、授業運営を行っている。その上で、科目の内容に応じて、定期試験や課題・レポート・発表等の適切な方法により、学習成果の獲得状況を査定し、成績評価している。学習成果の獲得状況については、成績評価、科目別ルーブリック評価のほか、GPAにより、適切に把握している。

学生による授業評価については、各学期末に全科目を対象とした学生授業評価アンケート（備付 - 9）を実施している。学生授業評価アンケートでは、授業の実施方法・出席状況・授業外学習時間・学習成果・満足度等に関する11の項目について、学生が授業評価を行う。集計結果は、FD・SD委員会により担当教員に返却され、各教員は学生からの授業評価をもとに、授業内容や方法、授業計画等を見直し、改善に努めている。著しく低評価を受けている科目については、学生部主導で担当教員にヒアリング等を行い、必要に応じて授業改善のアドバイスを行うこととしている。

授業担当者間での意思の疎通、協力、調整は、学科会議や非常勤講師も参加する年度当初の教員連絡会等を通して行っている。また、複数の教員が担当する授業科目やオムニバス形式での授業では、担当教員間で適宜、打ち合わせを行い、授業の進め方や評価方法等について、意思の疎通や協力・調整を行っている。また、教員同士で授業を参観し、参観して学んだことを自分の授業に取り入れることを目的とした教員相互の授業評価も実施している。

教育目的・目標の達成状況は、学位取得率、GPA、免許・資格等の取得状況、進路状況等をもとに多角的な視点から把握・評価している。また、学生部主導で全学生を対象とした「学習行動・学習成果アンケート」（備付 - 10）を実施し、学科・専攻別、全学レベルでの学習成果の獲得状況を把握している。FD・SD研修会において、アンケート結果を教職員に共有するとともに、各部署において、教育活動の評価・見直しに活用している。

学生に対する履修及び卒業に至る全体的な指導は学生支援・キャリアセンター主導で行い、個々の学生に対するきめ細やかな指導はチューター教員（担任教員）が行っている。履修指導に関しては、各学期開始時に履修オリエンテーションを学科・専攻別に開催し、教務担当教員が履修に関する全体的な説明と指導を行い（備付 - 20）、その後、チューター教員が個々の学生に対して、進路希望状況等をもとに、履修に関する助言および指導を行っている。

履修指導後も、チューター教員はオフィスアワー等の時間を活用し、定期的に担当学生と面談を行い、卒業に至るまで、学習面・生活面の全般にわたり、指導・支援を行っている。学生の授業出席状況については、学生支援・キャリアセンターが定期的に出席状況調査を行い、出席不良者に対しては、チューター教員と連携して指導を行っている。また、各学期初めの個別面談において、学生は成績通知書に加え、科目別ルーブリック評価（備付 - 12）とGPA結果を受け取り、チューター教員とともに、学習成果の獲得状況を確認している。あわせて、GPAが一定基準以下の学生に対しては、チューター教員が修学指導を行っている。学生に関する情報は、必要に応じて学科会議や関連部署等で共有され、関係教職員が学生に対する共通の認識・理解を持った上で、学生の指導・支援にあたっている。

事務職員は、学生部、学生支援・キャリアセンター、地域連携・国際交流センター、各種委員会等に所属しており、会議等で教員と情報共有を図ることで学習成果を認識するとともに、修学指導・厚生補導・進路指導・ボランティア支援等の担当部署の職務を通じて、学習成果の獲得に貢献している。

事務職員は、所属部署における職務への関りと、各種委員会への出席や教授会の審議・報告事項の共有を通じて、教育目的・目標の達成状況を教員と同様に把握している。

事務職員による職務を通じた学生への履修および卒業に至る支援については、修学指導、進路指導、厚生補導等を担当する学生支援・キャリアセンター、各種証明書等の作成・発行を行う学生部、学生の主体的な学習や研究を支援する図書館事務室など、それぞれの所属部署において、事務職員が窓口業務やデータ入力・書類作成、各種説明会の実施等の業務を通して学生が卒業に至るための支援を行っている。

学生の成績記録については、「第二麻生学園文書取扱規程」に基づき、適切に管理している。（提出－規程集9）

図書館の専門職員の2名は、図書館のカウンターで書籍やDVDの貸出、文献検索のための個別相談、学生の希望に基づいた文献・資料の複写サービスを提供している。特に、授業で課されたレポートの作成にあたり、参考となる文献の探し方の支援や、学校や幼稚園、保育所等で実際に子どもたちに読み聞かせを行うための絵本・紙芝居を探すことができるよう、個人の要望に応じた支援を丁寧に行っている。また、教員に対しても、授業で使用するDVD等の視聴覚教材の貸出に迅速に応じ、映像を通して学生の学びが深まるよう支援を行っている。

図書館利用案内については、入学後、すぐに図書館が利用できるよう、入学生を対象としたオリエンテーションの際に図書館で実際に利用の仕方を説明している。また、年間、3回発行している「図書館だより」（備付－47）の4月号でも、図書館の開館日と開館時間、貸出冊数と貸出期間、図書全体の配置図等を掲載し、利用する学生の立場に立った支援を行っている。

書籍の配置は、利用者の使いやすさや利用頻度を考え、各学科の専門科目に関するもの、教育実習・保育実習に関わるもの、各種検定の受験に関するもの、採用試験に関するもの等を集め、それぞれの配置場所がわかるように明記している。

図書館のウェブサイトでは、蔵書検索を可能とし、利便性を高める努力をしている。

学生や教職員の希望図書、推薦図書の募集は年間を通じて行っている。図書館だよりに掲載するだけでなく、学生や教職員にアンケートを実施し、購入希望を表現する機会が持てるようにしている。

購入の時期は年間2回あり、新着図書については図書館内にわかるような配置とし、10月と1月の図書館だよりにも新着図書の情報を掲載し、利用者の要望に応じることで、利便性を高めている。

各研究室および事務室には、学内LANが敷設されている。教員には一人当たり1台の専用のコンピュータとプリンターが支給されている。職員に対しても、個人用のコンピュータが支給されている。この他、多目的に利用できる貸し出し用のノートパソコンおよびタブレット端末が用意されているほか、多くの講義教室においてコンピュータや映像機器が常設されており、教員が授業で利用できるようになっている。教員は授業で使用する

資料作成等、日々の業務において学内のコンピュータを利用している。職員も事務的な学校業務においてコンピュータを活用している。

学生による学内LANおよびコンピュータ利用の促進と管理については、ネットワーク運用管理委員会が担当している。4月に行われる新入生オリエンテーションにおいて、学内における情報機器の利用方法や手続き方法等について説明を行い、学生が学内の情報機器およびネットワーク環境を円滑に利用できるようにしている。また、各学科のカリキュラムに情報処理に関する授業が組み込まれており、それぞれの学科・専攻の特徴に合わせて、学生が情報処理技術を無理なく身につけることができるようになっている。本学にはコンピュータ演習室が2室あり、約80台のコンピュータが設置されている。パソコンを利用した授業で使用されるほか、授業時間外には学生が自習用に利用できるようにしている。(備付-49)

教職員のコンピュータ利用技術の向上については、ネットワーク運用管理委員会および学生部が担当している。本学では、オンライン授業の実施や授業補助、その他の学生支援業務にGoogle Workspace for Education Classroomを活用し、教育活動や学生支援の充実に取り組んでいる。学生部主導で教職員への利用マニュアルや動画資料等を作成・配布し、各教職員が業務においても活用できるようにしている。(備付-21)

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続き者には、入学までの3回にわたり、「山短通信」(備付-17)を送付し、本

学での学生生活や学びについて情報提供を行っている。また、学科・専攻別に入学前課題を与え、入学後の専門的な学びへの準備を促している。入学前課題の内容については、各学科で検討し、決定している。

入学者に対しては、入学式後の2日間にわたり入学オリエンテーション（備付-19）を実施し、学生生活、教育課程と履修方法、学内諸施設の利用方法等の説明を行っている。入学オリエンテーション後も適宜、学年ごとに設定し、時間割に組み込んだ全体オフィスアワーの時間等を利用して、全学生に対し、学生生活についての情報提供や学生指導・支援を行っている。

学習の方法や科目の選択のためのガイダンスについては、各学期開始時に履修オリエンテーションを開催し、教育課程と履修方法（卒業要件および免許・資格等の取得要件含む）、シラバスの見方等を説明している。さらに、チューター教員が個別に履修指導を行い、学生が卒業後の進路を見据え、適切な科目選択ができるようにサポートしている。また、初年次教育の位置付けである基礎教育科目「学問と人間の探求」（1年次前期必修）においても、学習の動機付けに焦点を合わせ、大学での学びの意義や学習の方法を扱っている。

学習支援のための印刷物として、学生便覧（提出-1）を全学生に配布し、入学オリエンテーションにおいて、学生生活と諸規則等について説明をしているほか、全体オフィスアワーにおいても適宜、活用している。また、シラバス（提出-13）はウェブ上に公開し、インターネットに接続できる環境であれば、誰でも閲覧できるようにしている。シラバスへのアクセス方法は履修オリエンテーションにおいて周知している。

基礎学力が不足している学生の存在を教員が認識し、授業において、小テストや小レポート等で学習者の理解度をこまめに確認しながら、学力不足の学生にも対応したわかりやすい授業を展開できるよう、授業改善に努めている。学生は、授業前後やオフィスアワー、空きコマ等を利用して、授業担当者に学習相談を行っている。また、チューター教員も担当学生の学習のサポートを個別に行っている。

学習上の悩みなどの相談は、主にチューター教員が対応している。オフィスアワーを利用して、定期的に個別面談を設定している。また、オフィスアワーの時間に限らず、基本的に研究室はオープンな状態としており、学生からの相談には優先的に対応している。

進度の速い学生や優秀な学生に対しては、多くの場合、より発展的な課題を提示するなど、授業内での対応を工夫し、学生のニーズに応えている。また、ピアノⅠ・Ⅱ等の実技を伴う科目については、少人数教育を行っており、一人一人の進度やレベルに即した指導を行っている。

留学生の受入れも行っており、令和5（2023）年5月1日現在において、情報メディア学科に50名の留学生が在籍している。内訳は1年生30名、2年生20名である。また、複数の大学と協定を結んでいるが、令和5（2023）年度は留学生の派遣実績はない。

学習支援策の点検は、GPA分布、学習行動・学習成果アンケート、就職先アンケート、卒業生アンケート（備付-10、15、16、31）等の結果に基づき、学習成果の獲得状況を確認しながら行っている。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

学生の生活支援のための教職員の組織として、学生部に学生支援・キャリアセンターを設置している。当センターにおいて、学生・修学指導、厚生補導・健康管理、進路指導、学友会に業務を分掌している。各業務は、各学科の教員と職員が担当しており、教職協働で学生支援にあたっている。

本学では、クラブ活動や学園祭等、学生が主体的に参画する活動の多くを学友会が担っている。支援体制として、学生支援・キャリアセンターに学友会担当を置いている。学友会担当の教職員は、学生の主体性を尊重しつつ、学友会行事の企画・運営やクラブ活動の組織運営が適切に行われるよう、学友会役員に助言・指導を行っている。

令和5（2023）年度に開催した主な行事は、新入生歓迎スポーツ交流会5月20日、華門祭（学園祭）11月18日、謝恩会および卒業生・教職員交流会3月20日である。各行事とも、学生の6割程度が参加している。

クラブ活動については、令和5（2023）年度は運動系では、硬式野球部、サッカー・フットサル部の2団体、文化系では、ボランティアサークルやまびこ会、料理部、アンサンブル部、華道部の4団体が活動を行った。各クラブの顧問には教員が就き、活動を支援している。学友会役員である体育・文化局長がクラブ団体を統括しており、年度当初に代表者会議を招集し、予算案や活動日時・活動場所等の調整を行っている。

学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティについて、特に学生生活にお

ける日々の食事は、学習や課外活動における重要な要素であると位置づけている。本学では、学生食堂を体育館1階に設置している。飲料水等の自動販売機はキャンパス内に複数設置している。また、学生研修室に電子レンジと電気ケトルを設置しており、学生が食事等に利用できるようにしている。

宿舎が必要な学生の支援については、学生寮を設置し対応している。寮生に対しては、入寮時にオリエンテーションを開催し、寮生活の意義やルール・注意事項等を説明し、円滑に寮生活を送れるように支援している。寮の管理・運営全般に関わる業務は学生部が担当し、寮生が快適に生活できるよう指導・支援にあたっている。（備付－22）

本学は、山陽本線の大道駅（新山口駅から二つめの駅）から徒歩7分程度、山陽道の山口南IC、防府東ICから10分程度、国道2号線から1分程度と、利便性が良い。また、広い駐車場を有している。自動車で通学を希望する学生は、学生部所定の手続きをすれば無料で使用できる。駐輪場も屋根付きとなっている。

本学独自の奨学金制度として、「麻生育英奨学金」「指定校奨学金」「総合型選抜奨学金」「スポーツ特待生奨学金」「社会人奨学金」「外国人留学生奨学金」「山口短期大学特別奨学金」を設け、経済的に支援が必要な学生に対して、建学の精神に基づき、幅広く支援を行っている。また、日本学生支援機構の奨学金制度については、学生部の奨学金担当者が窓口となり、学生への周知、奨学金の説明や個別相談を行っている。採用された奨学生に対しては、Google Classroomで説明会を開催し、手続き内容や方法等の説明を行っている。必要に応じて個別対応を行いながら、手続き漏れがないように支援をしている。

学生の健康管理等は、学生支援・キャリアセンターの健康管理担当が担っており、学内での傷病や体調不良の応急処置・休養等、日常の健康相談に応じている。また、年度初めに全学生対象に定期健康診断を実施し、必要に応じて医療機関での精密検査を勧めている。また学校生活上配慮が必要な学生については、チューター教員・授業担当者・その他関係各署と連携しながら対応している。

本学ではチューター制を導入し、チューター教員が日頃から、学習、生活全般その他の事項について学生の相談に応じる体制を整えている。相談内容によって、メンタルヘルスケアやカウンセリングを要すると判断される場合は、臨床心理士・公認心理師の資格を持った教員が対応している。カウンセリングにおいては、心の健康、学生生活への適応問題、対人関係、進路・適性の問題、家庭の問題等多岐にわたる相談対応を行っている。学内で配慮が必要な学生については学生部にて協議し対応を決定している。

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取は、チューター教員を中心に日常的に行っているほか、学生支援・キャリアセンターが「学生生活アンケート調査」（備付－14）を全学生対象に年1回実施し、学生生活全般の満足度を調査・分析し、学生生活環境改善の資料として活用している。

本学では積極的に留学生を受入れている。留学生支援は、学生部留学生担当が中心となり、年度当初の留学生オリエンテーション（備付－23）に始まり、その後はオフィスアワーにおいて、修学支援、進路支援、生活支援等を適宜行っている。チューター教員も配置しており、留学生からの相談に対応するほか、必要に応じて学習面・生活面での指導・支援を行っている。授業については、留学生が1年次前期に履修する科目では、留学生に

配慮した資料作りを行い、留学生が授業に取り組みやすいようにしている。また、正課科目として日本語科目を用意し、留学生活に必要な日本語を体系的に学べるようにしている。

本学の両学科には社会人学生が在籍しており、主にリカレント教育を受けることを目的とする学生と生涯学習を目的とする学生がいる。履修および学習上の支援はチューター教員が担当している。また、情報メディア学科では、社会人学生を対象とした科目「特別講義 I」「特別講義 II」を開講し、コンピュータの使用方法、オフィスソフトの使用方法を基礎から解説し、コンピュータの使用経験の少ない社会人学生に対して学習支援を行っている。

障がい者の受入れのための施設として、スロープ、車椅子、階段の手すり、バリアフリートイレを整備している。支援体制としては、学生支援・キャリアセンターを中心に個別にサポートしていく体制を整えている。具体的には、修学上支援が必要な学生から意思表示があった場合、学生支援・キャリアセンターが窓口となり、本人（必要な場合は保護者同席）と面談を行い状況の確認や個別の配慮や支援内容・体制を学内で検討し、支援内容決定後は、関係部署及び教職員に個別の配慮や支援内容を周知し、全学的な支援を行うこととしている。

平成30（2018）年度に学則の一部改正を行い、長期履修学生制度を導入した。規程等を整備し、受入れ体制を整備している。（提出－規程集85、86）学生には、本制度について適宜紹介している。

本学では、建学の精神に基づき、学生の社会的活動を推奨しており、地域連携・国際交流センターが窓口となり、地域活動・ボランティア活動・国際交流等の案内・活動を行っている。本学にはボランティアサークルがあり、学生のボランティア活動は教育実習を終えた学生が、小学校と本人の意向に基づき、授業の補助や行事支援のボランティア活動を行っている。令和5（2023）年度は、防府市家庭の日親子ふれあいイベント、防府市立大道小学校読み聞かせボランティア、大道地域清掃活動等の様々なボランティア活動に、ボランティアサークルの部員を中心として、延べ125人の学生が参加した。防府市家庭の日親子ふれあいイベントに関しては、連携協力協定を締結している防府市から委託を受けて取り組んでいる。当イベントの企画・運営は、「特別講義」の授業において児童教育学専攻の学生が行っており、専攻分野の実践的な学びの機会にもなっている。地域活動・ボランティア活動等の社会活動において顕著な功績が認められる学生には、学長表彰を行い、学生の社会活動を積極的に評価している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

学生支援・キャリアセンターに進路指導担当を設け、さらに、小学校教員志望者を支援する「小学校教員担当」、幼稚園教諭や保育士志望者を支援する「幼稚園・保育所等担当」、企業志望者を支援する「企業担当」、四年制大学等編入志望者を支援する「編入学担当」に分け、進路別に支援する体制を整えている。令和5（2023）年度の担当教職員は、教員6名、事務職員2名であった。年度初めに職務分掌を定め、各担当がそれぞれの進路分野において、学生に対する進路指導及び相談や、求人先との連絡調整を行うとともに、定期的に会議を開催し、学生の進路状況について情報共有を図りながら、就職や進学支援に関する様々な課題について協議し、学生の進路支援に当たっている。

進路支援のための施設として進路相談室を設け、求人情報や説明会情報等の進路関連情報を掲示等で学生に提供している。また、インターネットに接続されたコンピュータを2台設置し、学生が進路活動のために自由に利用できるようにし、就職活動や就職試験、編入学関連の図書も備え付けている。また、ハローワーク防府との連携による出張就職相談を行っており、本学の学生は、毎週水曜日に進路相談室において、学卒ジョブサポーターによる就職相談を受けることができる。

本学は指定保育士養成施設の指定を受けており、学生が保育園、幼稚園、認定こども園への就職先の選定、保育士への期待や現実の把握、就職に向けての意欲、就職に対する自覚や意識の高揚を図る機会として、令和5年度は地域の認定こども園の施設長と保育者を招いて就職促進に関する講演を実施し、保育所等の魅力やOB・OGとの交流を図る就職支援を行った。

就職試験対策等の支援の中軸となるのは進路ガイダンスである。（備付－24）進路ガイダンスの企画・運営は各領域の進路指導担当が行い、ガイダンスは、概ね月に1回のペースで、1年次は学科・専攻別、2年次は職種別に実施している。内容としては、自己分析・仕事研究・自己PR作成等の就職活動の基本となるものから、教員採用試験対策講座や就職相談会等の実践的な内容に至るまで進路指導計画に基づき実施している。履歴書・自己紹介書の添削・面接練習などの個別の進路支援については、進路指導担当とチューターとの連携により実施している。

就職のための資格取得については、児童教育学科では、所定の単位を修得することで「小学校教諭二種免許状」「幼稚園教諭二種免許状」「保育士証」の免許・資格を取得できる。また「ピアヘルパー」の資格取得も積極的に支援している。情報メディア学科では、所定の単位を修得することで「上級情報処理士」「ウェブデザイン実務士」の資格を取得できる。また、専門教育科目「特別講義Ⅰ」「特別講義Ⅱ」「特別講義Ⅲ」において、ITパスポート対策講座を実施し、「ITパスポート」試験合格を支援している。令和5（2023）年度の卒業生の免許・資格取得状況は以下のとおりであった。

＜令和5（2023）年度免許・資格取得状況表＞

学科・専攻	小 学 校 教 諭 二 種 免 許 状	幼 稚 園 教 諭 二 種 免 許 状	保 育 士 証	情 報 処 理 士	ウ ェ ブ デ ザ イ ン 実 務 士	ピ ア ヘ ル パー
児童教育学学科 初等教育学専攻	1 3	2				3
児童教育学学科 幼児教育学専攻		1 7	2 6			6
情報メディア学科				2	1	
合 計	1 3	1 9	2 6	2	1	9

卒業時の就職状況の分析結果の活用については、年度末の進路指導担当者会議において、卒業時の就職状況を分析しながら、学科・専攻別に当該年度の進路指導を総括し、課題点を踏まえて次年度の進路指導計画を立てるようにしている。（備付－２８～３０）

卒業予定者の進路決定状況については、１０月以降の教授会において逐次報告し、進路状況を教員間で共有し、学生支援・学生指導に役立てている。さらに５月の教授会において、卒業生の学科・専攻別進路状況結果を報告し、進路支援を含む、本学における教育活動の成果と課題等を共有し、以後の教育活動の改善等に活用している。（備付－２４）

進学に対する支援は編入学担当が行っている。編入学に関する情報提供や全体的な指導は進路ガイダンスで行い、希望者や出願予定者には個別に指導を行っている。小論文や面接、専門試験等の編入学試験対策については、編入学担当者の調整のもと、専門分野の教員、チューター教員等が連携して指導に当たっている。留学に関しても、編入学担当が窓口となっているが、令和５（２０２３）年度は留学に関する相談や問い合わせはなかった。

<令和５（２０２３）年度 進路ガイダンス実施状況>

【１年生】

月日	形態	企業	編入学	教員	幼保・施設
4 月 12 日	合同	担当者紹介			
5 月 24 日	合同	進路希望調査（第１回）			
	学 科 専 攻 別	・企業就職について ・企業が求める人材 ・留学生の就職について	・編入学について ・推薦について ・単位互換について	・進路全体の話 ・教員採用試験の情報提供 ・願書、一次・二次試験、自己PR等	・自己分析 「２年後の私」を語ろう
6 月 21 日	学 科 専 攻 別	・個別相談	・個別相談	・学習会(教職・一般教養の過去問①) ・教員採用・編入学についての情報提供	・希望別就職相談会(島根県福祉人材センター) ・卒業生による講話

7月 19日	学 科 専 攻 別	・夏季休業中の 進路活動	・受験までの流 れ ・情報収集の方 法 ・夏季休業中の 進路活動 ・留学生の編入 学について	・学習会(教職・ 一般教養の過 去問②) ・夏休みの計画 について	・夏季休業中の 進路活動
8月					
9月					
10月 18日	合 同 学 科 専 攻 別	進路希望調査(第2回)			
		・就職活動の流 れ ・就職試験の種 類と対策 ・自己分析の進 め方	・志望校の決定 に向けて ・出願資格につ いて	・学習会(各教 科の過去問①) ・教員採用試験 に向けての学 習計画	・自主実習報告 会 ・自己分析(趣 味特技等)
11月 22日	学 科 専 攻 別	・職種研究と企 業研究 ・インターンシ ップについて ・履歴書の書き 方	・受験対策につ いて	・学習会(各教 科の過去問②) ・学習計画の見 直し	・自己分析(自 己の特徴等)
12月 20日	学 科 専 攻 別	・冬季休業中の 進路活動 ・履歴書の書き 方②	・冬季休業中の 進路活動	・学習会(各教 科の過去問③) ・教員採用・編 入学についての 情報提供	・自己分析(自 分の未来像) ・履歴書の作成 (自己紹介書)
1月 24日	学 科 専 攻 別	・今後の進路活 動	・受験対策につ いて ・推薦について	・学習会(模擬 授業・討議) ・教員採用・編 入学についての 情報提供	・春休みの進路 活動 ・履歴書の作成 (経歴)
2月					
3月					

【2年生】

月日	形態	企業	編入学	教員	幼保・施設
4月 12日	合 同	担当者紹介と情報提供			
4月 19日	合 同 進 路 希 望 別	進路希望調査(第3回)			
		・就職活動の流 れ ・企業情報の収 集と分析 ・履歴書作成の ポイント ・就職フェアに 向けた指導 ・留学生の就職 活動	・受験までの流 れ ・推薦の学内選 考について ・情報収集の方 法	・教員採用試験 の手続き方法 ・願書配布時期 と受付の時期 について ・自分が受ける 教員採用試験 の特色をまと める ・願書の自己推 薦書・自己PR の書き方	・就職活動の流 れ ・山口県私立幼 稚園登録試験 説明(希望者の み) ・履歴書作成 ・進路指導室の 使い方について ・面接の練習に ついての説明 と準備
5月 24日	進 路 希 望 別	・面接のポイント ・求人票の見方	・受験対策につ いて	・学習会(教職・ 一般教養の過 去問①)	・チューター別 面接の練習 ・山口県私立幼

				・今後の学習計画づくり	稚園登録試験案内
6月21日	進路希望別	・就職活動状況調査	・面接について	・学習会(教職・一般教養の過去問②) ・学習計画の見直し	・希望別就職相談会(島根県福祉人材センター) ・卒業生による講話
7月19日	進路希望別	・夏季休業中の就職活動	・出願書類の準備について ・夏季休業中の進路活動	・教員採用試験の報告	・応募書類の準備 ・夏季休業中の進路活動 ※山口県私立幼稚園登録試験(7月)
8月	教員のみ			・教員採用試験対策講座実技講座	
9月					
10月					
11月1日	合同 進路希望別	進路状況調査および諸注意			
		・今後の就職活動 ・求人情報紹介 ・就職フェア紹介		・臨採登録の確認 ・その他特別な臨時的任用教員募集のお知らせ	・今後の進路活動について ・必要書類の作成(受験報告書等)
12月20日	合同 進路希望別	卒業・帰国に伴う諸手続き(留学生)			
				・臨採登録の確認	・進路相談会(個別対応)
1月24日	合同	卒業後の進路先調査、諸注意			
2月					
3月					

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

教員は、学生授業評価アンケートを活用して授業改善を図っているが、学生授業評価アンケートは、教員が授業を客観的に振り返り、今後の授業内容・方法を改善することには役立ってはいるが、教員の授業力そのものを向上させる効果は低いと思われる。教員の授業力を総合的に向上させるという観点からは、授業評価アンケートの活用だけでなく、教員相互の授業参観等のFD活動を推進し、教員が相互に学びあい、授業力を高め合うことができる体制の充実が必要である。

学生生活アンケート結果からは、学生は学内の施設・設備に概ね満足をしていることがうかがえるが、改善の要望が寄せられている設備(トイレ、演習室のコンピュータ等)もある。教育的に支障が生じる状況にはないが、学生の快適性・利便性の向上を考え、学内の施設・設備の整備を進めていく必要がある。

新型コロナウイルス感染対策が数年に及ぶ中で、クラブ活動が年々縮小し、現在、活動を行っている部・サークル数は以前よりも大きく減少している状況にある。特に運動系の部活動でその傾向が強い。本学では、クラブ活動等の学友会活動を豊かな人間性を育成する場として重要視しており、クラブ活動への参加者減を課題と捉えている。今後、学友会

役員による運営のもと学友会活動がより活性化するように学校側としても支援していく必要がある。

進路支援に関しては、進路未決定者に対する支援、とりわけ就職活動に中々踏み出せない学生に対する支援に課題を感じる。主に進路担当者が個別相談の形式で対応を行っているが、進路に関わる問題だけでなく、生活面や学習面においても課題を抱えていることも多い。今まで以上に進路担当者とチューター教員が連携を密にして支援していく必要がある。

本学には情報メディア学科に留学生が在籍しているが、近年、就職希望者が増加傾向にある。十分な求人を得られていない状況であるので、積極的に就職先の開拓を進める必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

本学では、オフィスアワーの時間を教員ごとに設定するのではなく、学年別に共通の時間を設定し、時間割に組み込んでいる。令和5（2023）年度は、1年生は水曜日の4時限目、2年生は水曜日の3時限目に設定した。その上で、学生支援・キャリアセンター主導でオフィスアワーの時間を活用して、全学的な学生支援を展開している。（備付－26）

学生支援・キャリアセンターは、オフィスアワーの実施内容を検討し、月ごとに計画を策定している。主な実施内容は、①全体指導 ②進路指導 ③個別指導である。①の全体指導では、全学科の学生が一堂に会し、学生生活に関わる事項についての情報提供や指導等を各担当者が行う。②の進路指導では、主に進路担当者が進路ガイダンスを行う。1年生については学科・専攻別、2年生については進路希望別に実施している。③の個別指導では、チューター教員による個別面談を行う。

学生支援・キャリアセンターの策定した計画にもとづき、授業期間中は基本的に毎週オフィスアワーを実施し、学生が将来の進路を考え、有意義な学生生活を送ることができるように情報提供や支援・指導を行っている。オフィスアワーについては、授業ではないが、学生全員に出席するように指導している。全体指導の場面では、専任教員も全員出席し、共通の認識を持った上で学生指導にあたっている。

<令和5（2023）年度 オフィスアワー実施状況>

【1年生】

月	日	実施形式等	内容
4	12	全体	・全体連絡等 センター長：オフィスアワーについて 進路指導：担当者紹介 教務：履修登録届、授業の出席について、教科書販売について その他
	19	全体	・履修登録の確認
	26	全体	・健康管理：健康診断の注意事項 検査料集金など
		チューター別	・個別面談
5	17	全体	・諸連絡等
	24	全体	・進路指導：進路希望調査
		学科専攻別	・進路指導：学科・専攻別進路ガイダンス

	31	全体 チューター別	・諸連絡等 ・個別面談
6	7	全体	・健康管理：健康診断の結果について ・厚生補導：山口県保育士修学資金貸付制度について ・その他
	21	学科専攻別	・進路指導：学科・専攻別進路ガイダンス
	28	チューター別	・個別面談
7	5	全体	・諸連絡等
	19	学科専攻別	・進路指導：学科・専攻別進路ガイダンス
	26	全体	・教務：前期試験について ・夏休みの諸注意
		チューター別	・個別面談
10	4	全体	・後期学生生活について
		チューター別	・個別面談：G P A通知・ループリック返却等
	18	全体	・進路指導：進路希望調査
		学科専攻別	・進路指導：学科・専攻別進路ガイダンス
	25	全体 チューター別	・諸連絡等 ・個別面談
11	1	全体	・諸連絡 ・生活安全に関する講話（防府警察署）
	15	全体	・諸連絡 ・短期大学生調査の実施
	22	学科専攻別	・進路指導：学科・専攻別進路ガイダンス
	29	全体	・諸連絡
		チューター別	・個別面談
12	6	全体	・冬季休業について ・学友会関係 ・その他
	20	学科専攻別	・進路指導：学科・専攻別進路ガイダンス
1	17	全体	・諸連絡
		学科専攻別	・進路指導：学科・専攻別進路ガイダンス
	24	全体	・後期試験、来年度の日程等について ・アンケート調査等
		チューター別	・個別面談

【2年生】

月	日	実施形式等	内容
4	12	全体	・全体連絡等 センター長：オフィスアワーについて 進路指導：担当者紹介と情報提供 教務：履修登録届、授業の出席について、教科書販売について その他
		チューター別	・個別面談：ループリック評価返却、G P A通知
	19	全体	・進路指導：進路希望調査
		進路希望別	・進路指導：進路希望別ガイダンス
	26	全体 チューター別	・健康管理：健康診断の注意事項 検査料集金など ・個別面談

5	17	全体	・ 諸連絡等
	24	進路希望別	・ 進路指導：進路希望別ガイダンス
	31	全体	・ 諸連絡等
		チューター別	・ 個別面談
6	7	全体	・ 健康管理：健康診断の結果について ・ 厚生補導：山口県保育士修学資金貸付制度について ・ その他
	21	進路希望別	・ 進路指導：進路希望別ガイダンス
	28	チューター別	・ 個別面談
7	19	進路希望別	・ 進路指導：進路希望別ガイダンス
	26	全体	・ 教務：前期試験について ・ 夏休みの諸注意
		チューター別	・ 個別面談
10	4	チューター別	・ 個別面談等
	18	チューター別	・ 個別面談等
	25	チューター別	・ 個別面談等
11	1	全体	・ 学生生活について ・ 生活安全に関する講話（防府警察署） ・ 進路指導：進路状況調査、諸注意等 ・ 教員免許状申請について
	15	全体	・ 諸連絡 ・ 短期大学生調査の実施
	22	チューター別	・ 個別面談：G P A通知及びルーブリック評価表の返却
	29	全体	・ 諸連絡 ・ 年金セミナー（日本年金機構）
12	6	全体	・ 冬季休業について ・ 学友会関係 ・ その他（該当者のみ） ・ 退寮説明会 ・ 九州情報大学編入学試験説明会
	20	チューター別	・ 個別面談
1	17	全体	・ 諸連絡
		チューター別	・ 個別面談
	24	全体	・ 後期試験、学位記授与式について ・ 進路状況調査、アンケート調査等

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育課程と学生支援の行動計画については、山口短期大学自己点検・評価委員会において以下のことを行動計画とする。

以前より三つの方針を有していたが、平成28（2016）年度中にその方針の見直しを行い、平成29（2017）年度制定している。これらを各学科・専攻課程ごとに全ての教員が

共有する。

- ・学位授与の方針は、学習成果の到達目標と本学が輩出する人物像をより明確化し、社会的、国際的通用性を学生や就職先によりわかりやすく周知することである。
- ・教育課程の見直しについては、本学の教育課程方針に基づくシラバスの再構築、基礎教育科目・専門教育科目の位置づけを明確化、全教職員が共有した上で学生にわかりやすい仕組みの構築を目的に行う。
- ・学習成果の査定については、教育課程実施方針や学位授与方針に基づき、単なる点数評価のみならずGPA・ルーブリック・学習ポートフォリオ等を導入し、より可視化できる測定方法を考える。
- ・授業改善については、FD活動を強化し、学生を中心に考え授業の改善を図るためにPDCAサイクルを用いてより質の高い授業を目指していく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

改善計画は以下の3点である。

- ・ステークホルダーを中心に第三者の目を教育課程に反映させる。
- ・施設等改修の優先順位を検討し実施する。
- ・何が学習成果を高めることに繋がるのか等、変数と変数の関連や多変量を統計的に処理するためにはデータ数が少なく今後さらなるデータを収集して行くことが必要である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料 1 2 山口短期大学両学科合同会議について

提出資料・規程集 3 第二麻生学園就業規則

4 第二麻生学園組織規程

6 第二麻生学園原議規程

9 第二麻生学園文書取扱規程

1 0 第二麻生学園公印取扱規程

1 1 第二麻生学園教職員再雇用規程

1 5 第二麻生学園育児休業等に関する規程

1 6 第二麻生学園介護休業等に関する規程

2 2 第二麻生学園セクシュアル・ハラスメント防止規程

2 4 第二麻生学園個人情報保護に関する規程

2 6 第二麻生学園給与規程

3 6 第二麻生学園退職給付金支給規程

4 3 第二麻生学園防火管理規程

5 3 山口短期大学教員選考規程

6 0 山口短期大学FD・SD委員会規程

7 3 山口短期大学地域連携・国際交流センター内規

8 8 山口短期大学公開講座規程

9 3 山口短期大学教員任用及び昇格基準

備付資料 9 学生授業評価アンケート

4 0 山口短期大学研究紀要第44号〔令和5（2023）年度〕

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、児童教育学科初等教育学専攻、児童教育学科幼児教育学専攻、情報メディア学科の2学科2専攻があり、それぞれに資格取得養成を目指した教育課程を編成しており、教員の専門性を重視した人員配置を行っている。

令和6（2024）年5月1日現在の本学の専任の教員数は22人であり、副学長2人と学科別の内訳は、児童教育学科15人、情報メディア学科7人となっている。本学の専任の教員について、短期大学設置基準の「イ 学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数」に係るものは、児童教育学科は8人（児童教育学科初等教育学専攻は4人、児童教育学科幼児教育学専攻は4人）、情報メディア学科は6人である。各教員数の3割は教授でなければならないが、本学教員については、以下の表のとおりであり、短期大学設置基準の規定を充足している。

教授の内訳は、児童教育学科初等教育学専攻は5人、児童教育学科幼児教育学専攻は3人、情報メディア学科は5人である。職位については、「山口短期大学教員選考規程」により教授、准教授、講師、助教に相応しい選考基準を定め、その基準を充足している。（提出－規程集53）

（令和6年5月1日現在）

学科名等	入学 定員	専任教員数					設置基準で定める 専任教員数		助手	備考
		教授	准教授	講師	助教	計	別表第一			
							イ	ロ		
副学長		2				2				
児童教育学科										
初等教育学専攻	30人	5	1	2	0	8	4(2)	－	0	教育学・保育学 関係
幼児教育学専攻	50人	3	1	1	0	5	4(2)	－	0	
情報メディア学科	40人	5	1	1	0	7	6(3)	－	0	工学関係
全体の入学定員	120人						－	3(1)	－	
合 計		15	3	4	0	22	17(8)		0	

*（ ）内は、短期大学設置基準別表第一イ備考第1号に定める教授数

専任の教員、非常勤講師の授業担当科目を決める場合は、両学科とも、まず学科会議において、授業科目を担当するにふさわしい業績・履歴を有しているか、確認をする。その後、教務・教育実習委員会に提案し、そこでも同様に検討する。一方、専任の教員や非常勤講師の新規採用時には、教授会において対象となる教員の担当科目を明らかにし審議する。そこでの審議内容・結果を学長が確認し、決定する。

このように、本学の教育課程編成・実施の方針に対応しているか、何段階もの検討を加え、授業科目担当教員が決定される。また、専任の教員の担当科目数が多くなり

すぎないように、常に確認している。

非常勤講師の採用は、「学校法人第二麻生学園就業規則」に則って行い、採用時の職位は、「山口短期大学教員任用及び昇格基準」に基づいている。（提出－規程集 3、9 3）

補助教員は、現在配置していない。

採用の手続きは、両学科とも副学長、学長補佐、学生部長、学科長により、履歴・業績を書類選考し、面接を行う。そして、教員選考委員会において人物、履歴・業績、授業担当科目の適性を検討し、学長に上申し、教授会での審議を経て学長が決定し、理事長に上申する。

昇任に関しては、本学では、10月31日付けで履歴・業績の提出が義務付けられており、提出された履歴・業績を基に、両学科とも、学科の教授により、昇任の検討を行う。昇任の対象者が出た場合は、教員選考委員会において検討され、了承された場合は学長に上申し、教授会の審議を経て、学長による決定がなされれば、理事長に上申する。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本学の教員の令和 5（2023）年度の業績は、著書・論文・学会発表等の数は 8 本であり、コンサート、制作物発表等の活動は 3 件である。

これらは、各教員の専門分野のものであり、担当している授業と関連している。

専任教員の活動は、本学のウェブサイト上に公開しており、また、毎年、本学の紀要の巻末に 1 年間の業績を掲載している。

令和 5（2023）年度の外部研究費は、科学研究費を 1 人が獲得している。

本学における学術研究及び学術研究に必要な資料の調査（実験を含む）収集、整理、保存及び学術研究報告書の刊行並びに研究内容等の公開講座、各種イベント等を行うことを目的に「山口短期大学公開講座規程」を整備している。（提出－規程集 8 8）

F D活動として、研究活動における不正行為への対応や研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドラインに定める内容を定期的に確認するとともにガイドライン改正時には改正内容等を情報共有することを実施している。

専任の教員が研究成果を発表する場として、希望者は山口短期大学学術研究所が発行する『山口短期大学研究紀要』に投稿が可能であり、学会発表や研究活動の出張は認められている。令和5（2023）年度の紀要への投稿は7本、延べ8人で以下のとおりである。（備付－40）

<山口短期大学研究紀要 第44号 2024年3月>

	研究論文題目	氏 名
1	かかわりを支える保育者の役割を考える ～3歳児の姿を通して～	平田 睦美 (児童教育学科講師)
2	リトミック教育とは ～実践を通して見えてきた現状と今後の課題～	田中 奏子 (児童教育学科准教授)
3	保育者養成校における障害理解を目的とした授業の実践 ～児童発達支援事業所に通う幼児との交流を通して～	中津 愛子 (児童教育学科教授)
4	平成29年版社会科学学習指導要領における「二項対立」の克服 ～中学校社会科地理的分野の学習指導要領の変遷を中心に～	加藤 浩久 (児童教育学科教授)
5	山口県のフリースクールと自主夜間中学 ～現状と展望～	田中 佑弥 (児童教育学科准教授)
6	チャットボットシステム作成に関する一考察	横山 修 (情報メディア学科准教授)
7	A r d u i n oを使ったU S B扇風機W e b制御I o tデバイスの試作 ～「卒業研究」における実践報告～	呉 鞠 (情報メディア学科教授) 寺本 公思 (情報メディア学科教授)

専任の教員には各々研究室があり、必要な場合は図書館から文献を分置できる。

研究・研修活動を充実させるため、週1日の研修日を設定することが可能であり、それは労働時間に含めている。

地域連携及び地域貢献活動の組織的取組、国内・海外の交流、ボランティア活動に関する指導及び調整等の管理・運営を目的に「山口短期大学地域連携・国際交流センター内規」を整備している。（提出－規程集73）

F D活動に関しては「山口短期大学F D・S D委員会規程」を設けており、それに基づいて、委員会を中心に活動している。F D活動の内容として授業・教育方法の改善に向けた授業評価アンケートを実施しており、前期・後期の2回に分けて実施し非常勤講

師を含めた全ての教員に対して授業評価結果を配付し改善のために役立てている。(備付-9) また、各専任の教員と連携し、教務・教育実習員会で教育課程編成・実施にも反映できるようにしている。(提出-規程集60)

チューターの責任者は学科長であり、チューターとして学生の様々な情報に接しながら学習成果の向上を図るために、月1回定例化されている学科会議において、様々な情報を共有している。両学科の全ての専任教員は、何らかの委員会に所属し担当者として業務を遂行していることから、学科会議において情報交換することは、教学に関する全ての業務・情報が共有できることとなる。また、学科会議には事務職員も出席していることから、事務関係の情報についても共有化を図ることができる。

学務上必要な調整を図る場所として両学科合同会議を開催していることで、全学的な取組、情報の共有化も図られている。(提出-12)

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織は、「学校法人第二麻生学園組織規程」に基づき、毎年度、事務分掌を明確にし、人員配置及び担当者を検討の上、法人事務局長及び短期大学事務長の下で業務を遂行している。(提出-規程集4)

また、学生が利用・相談しやすい事務組織であるように、教務、厚生補導・健康管理、学生・修学指導及び進路指導などを同一施設にまとめており、各セクションの連携を図り、側面から学生の学習支援を進めることができる組織体制をとっている。

事務組織は、学生数及び園児数の減少に伴い、学校法人及び傘下の山口短期大学並びに山口短期大学附属広島幼稚園の事務部門を統合し、事務職員の人員削減を行い人件費等の抑制を図った。このことにより、学生に対するサービス機能が低下することのないように教務管理・学生管理などのシステム化の推進、SD研修などによる事務職員のスキルアップなどを通じて、高度化かつ専門的な業務を遂行している。また、人員削減による事務処理能力の低下を防ぐ努力を継続しているところである。

職務の遂行にあたっては、次の事務関係諸規程を整備し、本館1階に法人事務局及び短期大学事務室を配置し、情報機器・備品等を整備して事務処理を行っている。

事務関係諸規程として、「学校法人第二麻生学園組織規程」、「学校法人第二麻生学園

原議規程」、「学校法人第二麻生学園文書取扱規程」、「学校法人第二麻生学園公印取扱規程」等が制定されており、諸規程に従って事務処理を行っている。（提出－規程集 4、6、9、10）

次に、防災対策としては、消防法等の法令を遵守し、「学校法人第二麻生学園防火管理規程」などに基づき、防災対策を徹底している。情報セキュリティ対策としては、「学校法人第二麻生学園個人情報の保護に関する規程」を制定し、機密及び個人情報の守秘などに努めている。（提出－規程集 43、24）

本学におけるSD活動については、「山口短期大学FD・SD委員会規程」に基づき、業務の見直しや事務処理の改善等、教職員の能力開発、学内研修会等を実施するため、FD委員会とも連携を図り、教職員合同の研修会を年1回行っている。短期大学事務職員は少数精鋭で事務を遂行しているところであり、SD活動とFD活動は合同で研修会などを行うことにより、業務運営の改善及び効率化に努め、教職員間の情報の共有化、組織の円滑な運営を進め、意識改革を図っている。（提出－規程集 60）

教職員は、学園内の他部門・他部署の業務を兼務する者が多い中で、担当する業務の遂行にあたっては、正確かつ適正な処理に留意して、日常的に業務の見直しや事務処理の改善、合理化に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

学校法人第二麻生学園では、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、教職員の就業に関する諸規程として「学校法人第二麻生学園就業規則」、「学校法人第二麻生学園教職員再雇用規程」、「学校法人第二麻生学園育児休業等に関する規程」、「学校法人第二麻生学園介護休業等に関する規程」、「学校法人第二麻生学園セクシュアル・ハラスメント防止規程」、「学校法人第二麻生学園給与規程」、「学校法人第二麻生学園退職給付金支給規程」等を定め、法人事務局並びに短期大学事務室に備え付け、教職員が自由に閲覧できる状態にして周知を図り、人事・労務管理を適切に行っている。就業に関する諸規程の改廃等を行った場合には、法令に基づき労働基準監督署に届出を行うとともに、法人事務局並びに短期大学事務室に備え付け、教職員が自由に閲覧できる状態にして、全教職員に周知を図っている。（提出－規程集 3、11、15、16、22、26、36）

また、労働安全衛生法に基づき、全教職員に対して毎年1回、医師による健康診断を実施し、教職員の心身の健康管理を適切に行っている。

教職員の採用・任命・服務・出退勤及び人事記録については、諸規定に基づき法人事務局総務課と短期大学庶務課が適正に管理・運営を行っている。教職員の心身のリフレッシュを目的とした年次有給休暇取得促進に取り組んでおり、未消化の教職員に対し

て適宜情報を提供して取得を促す等、休日出勤等の振替と合わせて、教職員の労働時間管理を実施している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

専任教員と非常勤講師の採用・委嘱の人員バランスについては、財政的に可能な範囲で見直しを行い、教員組織を整備していくことが必要である。

専任教員の専門性を活かした教育課程の編成・見直し、業務分担、人員の配置について検証し、今後とも改善を行っていく。専任教員の研究活動については、防府市で唯一の高等教育機関として、地域や学生に還元できる研究内容となるよう課題を克服し理解と協力を求めている。

事務組織については、短期大学事務室のスリム化による業務の兼務、現状の規模にあった事務組織の再構築を検討し、今後とも、教員と事務職員の協働体制による業務分担を改善する。さらに、意識改革のためのSD研修会を企画し、外部の各種研修会にも積極的に参加する必要がある。

専任教員21人のうち再雇用者（本法人を退職したもの）は2人、専任職員3人のうち再雇用者は1人であり、人件費を抑制することはできているが、中・長期的には、バランスのとれた年齢構成での人員配置を行う必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特記事項なし

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料 1 学生便覧令和5年度

提出資料 - 規程集 2 7 第二麻生学園経理規程

3 2 第二麻生学園固定資産及び物品管理規程

4 3 第二麻生学園防火管理規程

6 2 山口短期大学ネットワークシステム運用管理内規

6 7 山口短期大学附属図書館資料収集及び管理に関する細則第4条、第16条、第17条

備付資料 4 6 校内配置図

4 9 学内コンピュータ教室配置図

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地面積は、短期大学設置基準第30条の規程に基づく基準面積（2,400㎡（収容定員240名×10㎡））に対して、現有面積27,213㎡であり、設置基準を満たしている。（提出－1）（備付－45）

また、校舎面積は、短期大学設置基準第31条に基づく標準面積（3,650㎡）に対し、現有面積15,397㎡であり、設置基準を満たしている。

屋外運動場は校舎北側と近接し現有面積10,999㎡を有しており、適切な面積規模である。

体育館は3階建構造となっており、1階部分が学生ホール・食堂（93.95㎡）及び演習室（214.5㎡）・講義室（94.4㎡）、2階部分が体育施設（650.16㎡）、3階部分がギャラリー、スタンドとなっている。なお、災害時には緊急避難場所・避難所の指定を防府市から受けている。

講義室は20人程度収容の小講義室3室、40人程度収容の中講義室1室、100人程度収容の大講義室2室、さらに、演習室13室、情報処理室3室、実験・実習室8室を設置し教育の充実を図っている。また、昨今のAV機器を使用しての授業に対応するために、各教室に固定式又は可動式のスクリーンのいずれかを設置するとともに、プロジェクター4台（一部据え付け）を導入し有効に活用している。

本館西2階「216教室」「217教室」は、児童教育学科初等教育学専攻及び幼児教育学専攻の「図画工作・表現」関連科目の演習室で、作業や制作が容易に、しかも安全に展開できるよう作業机を設置し、洗い場も設けてある。

また、本館西3階「307教室」は、保育関連の演習実践用教材等を配備した演習室で、「乳児保育演習室」として使用している。

本館東1階「122教室」「124教室」「126教室」「128教室」は、児童教育学科初等教育学専攻の実験室（物理・地学・化学・生物）及び「121教室」「123教室」は実習室（家庭科）等、教職関連の実験・実習室として使用している。

本館東2階「223OA情報室」「226情報処理演習室」「227電子計算機演習室」は、児童教育学科の教職関係科目「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の授業や「情報処理実習」、情報メディア学科専門科目演習室として使用している。なお、「223教室」「227教室」「326教室」では、オンライン授業に対応できるように情報機器を整備している。（備付－46、49）

本館東4階部分には、ピアノ1台と椅子数脚を設置したピアノレッスン用個室が35部屋配置され、いつでも練習できる状況にある。

図書館（208㎡）は、本館東1階に設置しており、閲覧室には36の座席と、AV視聴用座席4席が備え付けられており、学生の学習及び教員の教育研究が円滑に行われている。なお、蔵書数35,338冊（内 外国書2,888冊）、学術雑誌484タイトルを所蔵している。図書の購入については、「山口短期大学附属図書館資料収集及び管理に関する細則」第4条に基づき行われ、また、除籍・廃棄については、同細則第16条、第17条に基づき行っている。（提出－規程集67）

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備の維持管理に関する諸規程については、「学校法人第二麻生学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人第二麻生学園防火管理規程」、「学校法人第二麻生学園経理規程」等、財務に関する諸規程を整備している。（提出－規程集32、43、27）

それらの規程に従い適切に維持管理を行い、さらに職員が毎日巡回管理を行っている。受電設備は、毎月1回、自動火災報知機及び消防設備は年2回専門業者に委託し、点検整備を行っている。

火災・地震対策は、防火管理に関する規定を整備し消防法等の法令、消防計画に基づき防火管理者が中心となり学生部と協力し防火・防災対策を講じている。学生、教職員参加の防火避難訓練（地震による火災も含め）を年1回実施している。令和5（2023）年度は防災訓練として12月6日に地震発生 of 想定に対する学生・教職員のシェイクアウト訓練、地震により出火した想定による職員の初期消火訓練、学生の避難訓練、教職員の避難誘導・通報訓練を同時に実施した。防犯対策等については、地域警察官と連

携を密に情報交換を行い、学生に対し教職員が指導している。

コンピュータシステムは、「山口短期大学ネットワークシステム運用管理内規」に基づき、セキュリティ対策を含め、運用、管理されている。(提出－規程集62)

省エネルギー・省資源等環境保全の対策に関しては、短期大学庶務課が中心となり、無駄な電気使用の無いよう学内への啓発活動を行っている。また、使用していない教室の消灯やエアコンの切断については、昼休みに学内を巡回し行っている。エアコンの設定温度、照明の無駄な点灯点検等、短期大学庶務課が中心となり全教職員及び学生に周知している。

教職員は、概ね5月から10月の期間に「クールビズ」を実施している。また、照明器具の交換時期に合わせて順次省エネ型(LED)に切り替えてその目的を果たすよう努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

来学者が校舎に立ち入る場合は、事務室窓口において手続きを行い、許可を得た者でないと入校できないことになっているが、敷地内に入る来校者の把握は十分とはいえない。なお、教職員は職員IDカードを携行している。また、学園全体の防犯対策の規程等の整備が今後の課題である。

学校法人第二麻生学園第3期中期計画においては、短期大学の施設設備の整備事業を以下のとおり行う予定で計画している。

- 1 照明器具の整備(LEDへの移行)
- 2 空調設備の整備
- 3 重要な財産の処分

本館西棟及び本館東棟の吸収式冷暖房機は集中コントロールされており、経年による不具合が生じてきている。地球温暖化により、熱中症の危険が高まっている中で、空調設備の整備は、学生の健康管理並びに効果的な学習に不可欠であるとの認識のもと、部品を分解・清掃・再組み立てを行い、新品時の性能状態に戻す作業を計画的に実施することとしている。

また、省エネルギーのために学内の照明器具のLED化に継続して取り組み、学内の物的資源の充実を図ることに努める。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料－規程集－ 98 数理・データサイエンス・AI教育プログラム推進センター

規程

備付資料 4 8 学内ネットワーク概要図

4 9 学内コンピュータ教室配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、各学科・専攻の特性に合わせて、卒業後の就業現場での活動に即した情報リテラシー科目を開講する等、技術的資源を活用した様々な授業を展開している。教育課程編成の内容に合わせた学習成果を獲得できるように支援、施設設備の向上を図るため組織立てた対応を図っている。

令和 3（2021）年度から「データサイエンス入門」科目を開設し、学生の数理・データサイエンス・AI への関心を高め、かつ適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成すること及び課題を解決するための実践的な能力を育成する教育プログラムを全学的に実施することを推進している。「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム推進センター規程」を制定し、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム推進センターを設置している。全学生が修得できる教育プログラムとしている。令和 4（2022）年度にこのプログラムが文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定され、情報メディア学科学生のみならず、小学校・幼稚園教諭、保育士を目指す児童教育学科学生も修了できる教育プログラムとなっている。（提出－規程集 9 8）

各教職員に専用のコンピュータを貸与し、日常的にメールを通じて業務を遂行するなど、すべての教職員のコンピュータ利用技術が向上するよう配慮している。また、Google Classroom を使用し、学内でも学外でも学生と教員が簡単につながることができ、課題の出題、連絡のやり取り、情報の管理を行い、教職員と学生間で学習支援等が容易にできるようになった。

学生が使用するパソコンの更新、無線LANの設置を実施し、利便性の向上を図っているが、設置からある程度の期間が経過し次期更新までの維持対策として、個々の機器ごとに対応を行い修理等の整備を実施している。(備付－48)

授業に対応する環境の整備は、定期的にネットワーク運用管理委員会等を中心に施設・設備の維持管理を担当する法人事務局総務課と連携することで適切な状態を保持し、設備の向上も図っている。オンライン授業が行える教室も本館西棟「111講義室」、体育館「101演習室」、本館東棟「223OA情報室」、「226情報処理演習室」、「227電子計算機演習室」、「324実験室」、「326合同講義室」の7教室を確保している。(備付－49)

授業形態並びに学生の進路情報収集等に対応するため、それぞれの用途に合わせて、コンピュータを配置し、授業に必要な最低限のソフトウェアがインストールされ、教職員が学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるようになっている。

本学でのネットワークは、教職員系ネットワーク、学生系ネットワークに区分して設置し、各セグメント間の通信を制御して、セキュリティを確保し運用している。無線LANの接続には、ネットワーク運用管理委員会の管理の下、パスワード等で、ネットワークへのアクセスが制限されている。また、適宜、情報倫理とセキュリティについての指導を行い、今日のICTに対応できる教員・保育士並びにIT技術者の育成に努めている。(備付－48)

教員は、新しい情報技術などを活用して効果的な授業を行うことができる環境となっている。近年プレゼンテーションソフトやインターネットを使用した授業が多くなり、コンピュータ室の使用率は増加傾向にある。オンライン授業に対応するために、各教室に固定式または可動式スクリーンのいずれかを設置するとともに、プロジェクター4台(一部据え付け)を導入し有効に活用している。また、教育現場での双方向性の授業に対応するために電子黒板を導入し活用している。

学生が学習する教室として「223OA情報室」、「226情報処理演習室」を整備し、専門的な演習、研究等が行える環境である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

スマートフォンやタブレットの普及により、活用方法がパソコンから多様な端末機器にシフトしている。これは、本学においても同様であり、今後更なる発展が予想されるため、学内のICT設備においては電子機器との連携を考慮する必要がある。本学から幅広い教養、柔軟な思想を持つ学生を社会に送り出すためには最新のICTの活用能力は必須である。将来における様々な能力向上に結び付く大きな可能性を秘めていることから、ICTを活用した最新の学習方法の改善とそれを支える施設設備の整備が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料 2 9 事業計画書/収支予算書[令和 6 (2024) 年度]

提出資料一 規程集 2 7 第二麻生学園経理規程

2 8 第二麻生学園経理規程施行規則

2 9 第二麻生学園予算管理規程

3 2 第二麻生学園固定資産及び物品管理規程

3 3 第二麻生学園資金運用規程

備付資料 6 0 第二麻生学園第 3 期中期計画

6 1 第二麻生学園経営改善計画

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資

金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

過去3年間の学校法人全体の資金収支は、令和3（2021）年度が889,803千円、令和4（2022）年度が△121,975千円、令和5（2023）年度が△110,764千円と2年間減少している。また、事業活動収支の状況は、令和3（2021）年度が834,055千円、令和4（2022）年度が△198,214千円、令和5（2023）年度が△355,009千円の2年間支出超過となっている。今年度についてはオープンカレッジの除却に伴う、建物等の施設処分差額168,886千円が含まれている。なお、令和3（2021）年度に学校法人麻生学園より10億円の寄付を受入れている。支出超過については、少子化とともに、都市部及び大規模大学への学生の集中等、本学を取り巻く環境の厳しさから、短期大学の学生確保が極めて厳しくなっていることに起因している。さらに、優秀な学生、社会人学生、留学生を確保するために始めた奨学金制度の導入が、学生等納付金収入に対する本学独自の奨学費（修学支援奨学費を除く。）の比率が32%を超える事態となり、収支差額を悪化させている要因である。

資金収支・事業活動収支推移表

（単位：千円）

資金収支	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支払資金の増減額	889,803	△121,975	△110,764
前年度繰越支払資金	594,450	1,484,253	1,362,278
翌年度繰越支払資金	1,484,253	1,362,278	1,251,513

事業活動収支	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当年度収支差額（法人全体）	834,055	△198,214	△355,009
当年度収支差額（短大）	△148,096	△177,825	△148,403
基本金組入前当年度収支差額（法人全体）	837,505	△197,754	△345,033
基本金組入前当年度収支差額（短大）	△145,071	△177,825	△145,313
基本金組入額（法人全体）	△3,449	△460	△9,976
基本金組入額（短大）	△3,024	0	△3,089

（単位：千円）

教育研究経費比率の状況（法人全体）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育研究経費（法人全体）	139,036	173,336	178,529
奨学費（法人全体）	50,313	70,575	73,235
経常収入（法人全体）	202,752	263,316	311,205
教育研究経費比率（法人全体） （経常収入寄付金除く）	43.76%	39.03%	33.83%

(単位：千円)

奨学費比率の状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学生生徒等納付金（短大）	120,177	143,182	199,142
奨学費	50,313	70,575	73,235
修学支援（奨学費 修学支援除く）	5,413	7,690	7,540
奨学費比率	37.36%	43.92%	32.99%

学校法人の貸借対照表のバランスは、令和5（2023）年度決算で、資産額は固定資産1,425,964千円、流動資産1,259,888千円、負債合計261,537千円、純資産2,424,315千円となっている。流動資産のうち、現金預金は減少傾向にあり改善が必要な状況であるが、低いほど望ましいとされる総負債比率は、9.7%となっている。なお、100%を切っていると資金繰りに窮しているとされる流動比率は、896.9%と借入は行っておらず、一定の健全性は維持されている。

過去3年間の貸借対照表の状況

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
固定資産	1,714,525	1,639,919	1,425,964
流動資産	1,487,248	1,374,993	1,259,888
資産の部合計	3,201,773	3,014,912	2,685,852
固定負債	174,972	164,003	121,065
流動負債	59,699	81,561	140,472
負債の部合計	234,671	245,564	261,537
純資産の部合計	2,967,102	2,769,348	2,424,315

本学園は、設置校として短期大学1校と幼稚園1園があり、全体の財政については、法人事務局で管理している。

教育研究目標を達成しつつ、安定した学校運営を続けていくため、「学校法人第二麻生学園第3期中期計画」（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）並びに「学校法人第二麻生学園経営改善計画」（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）を策定し、学生確保及び奨学金の段階的削減に、全教職員が一丸となって取り組むこととしている。（提出－29）（備付－60、61）

退職給与引当金については、山口短期大学においては、私立大学退職金財団加入者に対し、期末要支給額を基に、同財団に対する掛金の累積額と、交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額の100%を計上している。また、学校法人及び幼稚園については、退職金期末要支給額の100%を計上している。

資産運用については、「学校法人第二麻生学園資金運用規程」に基づいて、資金運用委員会で検討し、リスクの低い資産運用を行ってきたが、現在は行っていない。教育研究目標達成のための、必要な経費の確保の状況を示す教育研究費比率は、奨学費を除き、令和3（2021）年度43.76%（経常収入寄付金除く）、令和4（2022）年度

39.03%、令和5（2023）年度33.83%となっており、教育活動や学生サービスを充実させた予算配分となっている。（提出－規程集33）

学習環境と学習の質を充実させることを優先した事業計画に基づき、予算編成を行い、評議員会の同意を得て、理事会で決定している。

公認会計士の監査意見への対応については、内部検査担当者、監事及び監査法人と連携や情報交換を行い、教育研究機能の向上と財産の基盤確立に寄与し、学校法人の健全な発展と効率的な運営について適切に対応している。なお、監査意見や質問があれば、関係部署に伝達し、改善・対応に取り組んでいる。

寄付金については、本学は小規模校であり、組織も十分確立されていないため、現在寄付募集を実施していない。また、学校債の発行も行っていない。

入学定員充足率については、児童教育学科においては、過去5年間は50%台で推移している。また、情報メディア学科は、60%前後の充足率で推移していたが、令和5年度において101%となり、収容定員を充足している。この状況を踏まえ、今後も短期大学の経営の安定化を図るために、それぞれの学科の充足率を検証していく必要がある。

山口短期大学

学科	事項	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
情報メディア学科	入学定員	40	40	40	40	40
	入学者数	26	21	16	29	37
	入学定員充足率%	65	53	40	73	93
	収容定員	90	80	80	80	80
	在籍者数	52	49	42	60	81
	収容定員充足率%	58	61	53	75	101
児童教育学科	入学定員	80	80	80	80	80
	入学者数	48	44	38	44	43
	入学定員充足率%	60	55	48	55	54
	収容定員	180	160	160	160	160
	在籍者数	101	90	86	90	88
	収容定員充足率%	56	56	54	56	55
合計	入学定員	120	120	120	120	120
	入学者数	74	65	54	73	80
	入学定員充足率%	62	54	45	61	67
	収容定員	270	240	240	240	240
	在籍者数	153	139	128	150	169
	収容定員充足率%	57	58	53	63	70

児童教育学科内訳

学科	事項	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童教育学科 初等教育学専攻	入学定員	30	30	30	30	30
	入学者数	17	12	10	15	16
	入学定員充足率%	57	40	33	50	53
	収容定員	80	60	60	60	60
	在籍者数	37	29	27	34	33
	収容定員充足率%	46	48	45	57	55
児童教育学科 幼児教育学専攻	入学定員	50	50	50	50	50
	入学者数	31	32	28	29	16
	入学定員充足率%	62	64	56	58	53
	収容定員	100	100	100	100	60
	在籍者数	64	61	59	56	33
	収容定員充足率%	64	61	59	56	55

財的資源の適切な管理体制については、令和3（2021）年度に、法人全体及び山口短期大学並びに山口短期大学附属広島幼稚園としての中期目標である学校法人第二麻生学園第3期中期計画を策定し、評議員会の同意を得て、理事会で決定している。事業計画や予算については、年度方針や予算編成の基本方針を各予算責任者（学校法人：法人事務局長・短期大学：事務長・附属広島幼稚園：園長）からの意見を徴して策定する。その後、理事会及び評議員会で決定して予算を各予算責任者に対し、その執行に要する予算を配布する。

予算管理については、各予算責任者が予算の執行状況を常時把握し、経理責任者へ報告している。また、経理責任者は、執行状況を毎月理事長へ報告をしている。

資産の管理は、「学校法人第二麻生学園固定資産及び物品管理規程」及び「学校法人会計基準」に基づき、適正に処理がなされている。固定資産台帳の整備については、法人事務局経理課と法人事務局総務課が連携し適切に処理している。（提出－規程集32）

資金運用計画は、運用責任者である理事長が、資金運用委員会の意見を聞いて立案し、計画を策定している。運用にあたっては、客観的で公平な資料・情報に基づいて判断し、安全性を第一に、かつ有利に運用することとしている。

会計責任者は、毎月末における予算単位ごとの予算執行状況の月次収支報告を翌月15日までに経理責任者へ提出し、理事長へ報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

- ② 人事計画が適切である。
- ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27（2015）年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

本学の教育理念は、「それぞれの分野において優れた知能を集積し、知性を磨き習熟した技術を身につけ、創造と開発、新時代に貢献できる社会指導者の養成に力を注ぎ、一方「優れた社会人たるにふさわしい温かい人間性を」、「優れた科学技術者になる前に豊かな人間性を」をモットーとし、「容(かたち)は心を呼び、心は容を呼ぶ」の実践心情に徹し、感謝と報恩、慈愛と奉仕、「至心」をもって撒する気根たくましい人間づくりに専念すること。」を表明しているとおり、明確に将来像が確立している。

本学の強みは、何事にも誠実に取り組み、短期大学での多様な経験を通して、豊かな表現力と知識を持った、コミュニケーション力の高い学生の育成が図れていることである。穏やかな地域の特性を背景として、地元防府市との連携を密にし、様々な場面で学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）を活発に行う中で、参加者とのコミュニケーションや教員の評価を通し、人間性豊かで視野の広い心温まる人間づくりが可能となっている。

本学の弱み、脅威と機会については、次のとおりである。

入学定員充足率低下の最も大きな要因は、少子化に伴う 18 歳人口減に加えて、高校卒業生が、大学及び短期大学並びに専門学校という様々な選択が可能になったことで短期大学受験者の極端な減少傾向にあると考える。

児童教育学科においては、山口県内の大学・短期大学では、小学校教諭 1 種免許状、幼稚園教諭 1 種免許状及び保育士の資格が取得できる大学が 3 大学あり、幼稚園教諭 2 種免許状及び保育士の資格が取得できる短期大学が 5 短大（本学を含む）と、競合する大学・短期大学が多くある。

情報メディア学科においては、昨今の DX（デジタルトランスフォーメーション）やグローバル化の進展、Society5.0 の到来等により、これらを推進していくための人材育成を特色とした、地域に貢献できる魅力ある大学の在り方が求められている。こうし

た地域社会の要請を踏まえた教育内容とするには、物的資源や人的資源の充実を図る必要があるが、そのための財政基盤の強化が急務である。

本学は、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状況の区分」において、令和5（2023）年度C2に区分されることから、財政上の安定を確保するため、学校法人第二麻生学園第3期中期計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）に基づき、学校法人第二麻生学園経営改善計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）を策定し、着実に実施している。

- ・学生募集対策と学納金計画が明確である。

学生募集では、各学科の募集戦略や情報発信について検証を行い、常に改善を加え、募集力の強化を図る。

経営面からは、奨学費比率の適正化を図るため、定員数等の状況の把握に努める。

- ・人事計画が適切である。

令和5年度の専任教員は21人で短期大学設置基準を満たしている（うち再雇用教員が2人）。専任職員は3人のうち、再雇用者が1人であり、人件費の抑制には資するものの、バランスのとれた年齢構成となるように配慮し、「AI時代」に対応できる先進的で柔軟な知識・技術を備えた若手教職員を採用するよう努める。

- ・施設・設備の将来計画が明瞭である。

施設・設備の将来計画の最重要課題は、学生・教職員の安全確保上、耐震対策である。

- ・外部資金の獲得・遊休資産の処分等の計画を持っている。

外部資金の獲得については、科学研究費等の申請に積極的に努める。

遊休資産の処分等についても検討している。

短期大学全体及び学科に係る経費（人件費、施設設備費）のバランスについては、各学科専攻の入学者に偏りが大きいため、学生一人あたりの経費のバランスをとることが難しい中、学生を確保することで、経費のバランス調整が可能となり、財政基盤の強化を図ることができる。

学内に対する経営情報の公開は、理事長・学長が教職員に対して財政状況をわかりやすく説明する機会を設けており、危機意識の共有化が図られている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

- (1) 本学は、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状況の区分」において、令和5（2023）年度C2に区分されているため、持続性は担保されている。

教育研究に対する資源配分を適切に行うためには、財政基盤の安定が必要である。そのため、基礎的財源である学納金収入を安定的に確保し、収支のバランスの適正化を図

る。また、入学定員充足率や収容定員充足率がそれぞれ未充足であるため、安定した財政基盤の確保を目標とし、収入面では収容定員を満たすことで学納金収入の確保を行い、経常費補助金及び外部資金の獲得について経常収入の安定化を図る。また支出面では、令和5（2023）年度において本学独自の奨学費（修学支援奨学費を除く。）の比率が32%と高い数値であるため、今後は、社会人奨学金制度及び外国人留学生奨学金制度の抜本的な見直しを行い、奨学費支出の削減をする。さらに、教育活動に支障のない管理経費の削減にも取り組む。また、財務情報の公開等に関しては、ステークホルダーはもとより地域一般を含め、積極的に行っているものの、より詳細な財務情報の公開並びに財務情報をわかりやすく説明する工夫等に努める。

- (2) 本学の将来像は明確に定められており、目指すべき方向性も全教職員で共有しつつ、学校法人第二麻生学園第3期中期計画を実践することにより、収容定員充足率のアップに繋げることで学生が確保でき、安定した財政基盤の構築が可能となる。

また、経費の削減をさらに行うことにより、収支バランスをとることが課題である。地方に位置する本学の弱みを強みにすべく、本学の特色を活かした学生確保に傾注することが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

過去3年間の収支は支出超過となっているが、貸借対照表の状況は概ね健全に推移している。財務的には厳しい状況であるが、教育研究用の施設・設備及び学習資源（図書等）の資金配分は適切に行っている。

財務状況を健全化するためには定員充足率をアップすることが必要であり、学校法人第二麻生学園第3期中期計画並びに学校法人第二麻生学園経営改善計画に従って着実にPDCAサイクルを機能させることを最優先に実行していくこととしている。

学校法人の経営状況の現況に関する危機意識については、理事長が学長を兼ねていることから、経営改善のために取り組む課題と役割を、法人役員等へは理事会及び評議員会において、教員へは教授会において、法人事務局及び短大事務職員へは朝礼等において具体的に説明することで共有を図り、学校法人及び短期大学の全組織の共通認識のもとに教職員が十分理解した上で、教育研究の充実と危機打開に向けて取り組んでいる。

令和5年度の学生生徒等納付金の増収は、平成31年に開設した山口短期大学日本語別科へ51名の留学生を受け入れたことによるものである。日本語別科の教育を充実させ、日本語能力の向上を図り、本科への編入を促進することにより、日本語別科のみならず山口短期大学本科の学生の確保に資するよう取り組む。

また、中途退学者を減少させるための努力をする。

なお、収入源の多様化を図るためにも、外部資金の獲得や寄付金を募集すること等に向けた体制の整備を図っていく。

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

特記事項なし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

財政上の安定を確保するための学校法人第二麻生学園第3期中期計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）及び学校法人第二麻生学園経営改善計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）に基づき、定員充足率を一定水準以上確保し、学生生徒等納付金の安定化を図る計画である。（提出－29、30）

また、私立大学等経常費補助金及び外部資金の確保、遊休資産の処分を行い、資金獲得を目指す。支出については、奨学費支出や管理経費の削減を行う計画である。これらを実践することにより、安定した財政基盤の構築を目指している。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 30 学校法人第二麻生学園寄附行為

提出資料 - 規程集 42 学校法人第二麻生学園管理運営等に関する協議会規程
学校法人第二麻生学園規程集 1～45

備付資料 55 理事長の履歴書

58 学校法人実態調査表

学校法人第二麻生学園管理運営等に関する協議会議事録

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長の選任については、「学校法人第二麻生学園寄附行為」に基づき、大学の使命及び教育理念並びに目標を十分に理解し、法人の発展に寄与できる者を理事会におい

て選任している。また、理事長は学長を兼務し、入学式での講話や様々な学校行事の際に、本学の「建学の精神」について学生へ向けて啓発を図り、共有を行っている。

その他、平成24（2012）年度から日本私立短期大学協会の副会長、中国・四国地区私立短期大学協会の会長も務めており、短期大学設置法人に相応しい理事長であり、学長としても相応しい見識がある。（提出－55）

本法人には短期大学1校と幼稚園1園があり、理事長は経営と教学の両面に精通しており、理事長職と学長職を兼務しているために、短期大学の諸般の件を迅速に行い、学校法人を代表して、その業務を管理運営し総理している。理事長・学長として、副理事長や短期大学事務長と常に意見交換し、連携を密にして、重要な案件は、理事会に諮っている。

また、理事長は経営責任を果たすべく諸問題の解決に取り組み、理事長として強いリーダーシップを発揮している。

理事長は、経理担当者から予算管理台帳や預金管理台帳等の月次報告を受け、適正な学校運営ができるよう尽力している。また、理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、意見を求めている。監査法人や監事との面談も行って、意見交換をしている。

理事会の開催状況（過去3年間）

年度	開催日時	出席者	主な議題
令和3年度	令和3年5月20日 11時～	理事7名 監事2名	- 令和2年度事業報告書（案）について - 令和2年度決算（案）について - 学校法人第二麻生学園設置校の学生数及び園児数（令和3年5月1日現在）について
	令和3年9月8日 11時～	理事7名 監事2名	- 評議員の任期満了に伴う後任評議員の推薦について - 評議員の任期満了に伴う後任評議員の選任について - 理事の任期満了に伴う後任理事の選任について - 監事の任期満了に伴う後任監事候補者の選出について
	令和3年9月8日 12時20分～	理事7名 監事2名	- 令和3年度第1回事業計画の変更（案）について - 令和3年度第1回補正予算（案）について - 評議員の任期満了に伴う後任評議員が選任されたことについて - 理事の任期満了に伴う後任理事が選任されたことについて - 監事の任期満了に伴う後任監事が選任されたことについて
	令和3年9月16日 11時～	理事7名 監事2名	- 副理事長の選任について - 専務理事の選任について - 山口短期大学学則の一部改正（案）について
	令和3年10月13日 11時45分～	理事7名 監事2名	- 山口短期大学附属幼稚園の廃止について - 山口短期大学附属幼稚園の廃止に伴う寄附行為変更認可申請について
	令和4年1月12日 11時30分～	理事7名 監事2名	- 学校法人麻生学園からの本法人への寄附の受入れについて - 山口短期大学学長の任期満了に伴う次期学長候補者の教授会への推薦について - 山口短期大学副学長の任期満了に伴う次期副学長候補者の教授会への推薦について
	令和4年1月12日 16時～	理事7名 監事2名	- 山口短期大学学長の任期満了に伴う次期学長の決定について - 山口短期大学副学長の任期満了に伴う次期副学長の決定について

山口短期大学

	令和 4 年 3 月 2 0 日 1 2 時 2 5 分～	理事 7 名 監事 2 名	・学校法人第二麻生学園第 3 期中期計画（令和 4 年度～令和 8 年度）（案）について ・令和 4 年度山口短期大学学生への奨学金給付について ・令和 4 年度事業計画（案）について ・令和 4 年度収支予算（案）について ・令和 4 年度資産運用委員の選任について ・令和 3 年度山口短期大学自己点検・評価報告書について ・山口短期大学学則の一部改正（案）について ・諸規程の一部改正並びに廃止について ・補償契約の締結について ・役員賠償責任保険の加入について ・山口短期大学附属幼稚園の活用について ・山口短期大学附属幼稚園の廃止に伴う寄附行為変更認可申請書について ・令和 4 年度学校法人第二麻生学園の教職員組織について
令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日 1 1 時～	理事 7 名 監事 2 名	・理事長の選任及び代表権を有する者の氏名について
	令和 4 年 5 月 2 3 日 1 1 時～	理事 7 名 監事 2 名	・令和 3 年度事業報告（案）について ・令和 3 年度決算（案）について ・山口短期大学の学生数並びに山口短期大学附属広島幼稚園の園児数（令和 4 年 5 月 1 日現在）について ・第 1 回資金運用委員会について
	令和 4 年 9 月 2 1 日 1 1 時 4 0 分～	理事 7 名 監事 2 名	・令和 4 年度学校法人第二麻生学園第 1 回補正予算について ・山口短期大学ドミトリーグリーンフォレストの解体工事について ・学校法人第二麻生学園育児休業等に関する規程の一部改正について ・学校法人第二麻生学園介護休業等に関する規程の一部改正について ・山口短期大学自己点検・評価委員会規程の一部改正について ・山口短期大学の研究活動における不正行為への対応等に関する規程の廃止並びに制定について ・競争的研究費等の運営・管理に関する方針等について ・大学・短期大学設置基準の一部を改正する省令案及び私立学校法改正法案の骨子について
	令和 5 年 3 月 2 0 日 1 1 時～	理事 7 名 監事 2 名	・評議員の辞任に伴う後任評議員候補者の推薦について ・評議員の辞任に伴う後任評議員の選任について
	令和 5 年 3 月 2 0 日 1 2 時 0 5 分～	理事 7 名 監事 2 名	・山口短期大学教員の昇格人事について ・山口短期大学教員の採用について ・山口短期大学児童教育学科長の任期満了に伴う後任学科長の選任について ・山口短期大学情報メディア学科長の任期満了に伴う後任学科長の選任について ・山口短期大学学生支援センター長の退任に伴う後任センター長の選任について ・山口短期大学学術研究所長の退任に伴う後任研究所長の選任について ・令和 5 年度資金運用委員の選任について ・山口短期大学ドミトリーグリーンフォレストの解体について ・山口短期大学オープンカレッジの解体工事について ・令和 5 年度山口短期大学学生への奨学金給付について ・役員賠償責任保険の更新について ・宮竹幼稚園から山口短期大学附属広島幼稚園に転入する園児の入園申込料及び入園料について ・令和 5 年度事業計画について ・令和 5 年度予算について ・山口短期大学学則の一部改正について ・学校法人第二麻生学園就業規則の一部改正について

			・評議員の辞任に伴う後任評議員の選任について ・山口短期大学附属図書館長の任期満了に伴う後任図書館長の選任について ・山口短期大学地域連携センター長の退任に伴う後任センター長の選任について ・令和4年度第2回資金運用委員会について ・令和5年度学校法人第二麻生学園の教職員組織について
令和5年度	令和5年5月24日 11時～	理事7名 監事2名	・令和4年度事業報告書について ・令和4年度決算について ・山口短期大学学生数、山口短期大学日本語別科生数及び山口短期大学附属広島幼稚園園児数（令和5年5月1日現在）について
	令和5年9月13日 11時～	理事7名 監事2名	・第1号評議員の任期満了に伴う後任評議員の推薦について ・第2号評議員の任期満了に伴う後任評議員の選任について ・第3号評議員の任期満了に伴う後任評議員の選任について ・第3号理事の任期満了に伴う後任理事の選任について ・監事の任期満了に伴う後任監事候補者の選出について
	令和5年9月13日 12時～	理事7名 監事2名	・本法人寄附行為の一部変更について ・本法人役員報酬等規程の一部改正及び役員報酬の減額等について ・令和5年度本法人第1回補正予算について ・第1号評議員の任期満了に伴う後任評議員が選任されたことについて ・第2号理事の任期満了に伴う後任理事が選任されたことについて ・監事の任期満了に伴う後任監事が選任されたことについて ・令和5年度本法人第1回資金運用委員会について ・福岡教員養成所同窓会並びに校友会からの寄付について
	令和5年9月16日 10時～	理事7名 監事2名	・副理事長の選任について ・専務理事の選任について
	令和6年2月14日 11時～	理事7名 監事2名	・本法人学園長の死亡に伴う後任学園長の選任について ・山口短期大学副学長の辞任に伴う後任副学長候補者の教授会への推薦について
	令和6年3月20日 10時30分～	理事7名 監事2名	・評議員の辞任に伴う後任評議員の選任について
	令和6年3月20日 11時10分～	理事7名 監事2名	・令和6年度山口短期大学教員の採用について ・山口短期大学副学長の辞任に伴う後任副学長について ・山口短期大学児童教育学科長の辞任に伴う後任学科長について ・山口短期大学情報メディア学科長の辞任に伴う後任学科長について ・山口短期大学学術研究所長の辞任に伴う後任学術研究所長について ・山口短期大学学生支援・キャリアセンター長の辞任に伴う後任学生支援・キャリアセンター長について ・令和6年度本法人資金運用委員について ・令和6年度山口短期大学学生への奨学金給付について ・役員賠償責任保険の更新について ・固定資産の処分について ・令和6年度事業計画について ・令和6年度予算について ・令和5年度第2回資金運用委員会について ・令和6年度教職員組織について

理事長は寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は理事長が招集し議長を務めている。

定例理事会は年2回、定例評議員会は年2回とし、必要に応じて臨時で開催することもある。定例会は、毎年度始めに日時、場所を一覧表にして役員に配布し、出席いただ

けるよう配慮しているため、定例の理事会・評議員会を欠席する役員は極めて少ない。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、本学を取り巻く環境が厳しいことを十分理解し、改革・改善のための情報収集や手法について意見を出している。特に毎理事会、評議員会で学長及び園長から現状と課題について報告があり、各役員の認識の共有化に役立っている。

また、理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識しており、第三者評価に対する役割を果たす責任を負っている。（提出－規程集 1～45）

学校法人の財務情報及び短期大学の教育情報は、学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に則り、ウェブサイトにより情報公開を行っている。

理事は、私立学校法第38条（役員の選任）の規定に基づき選任され、学校法人の建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は学校法人第二麻生学園寄附行為に準用されており、学校法人第二麻生学園寄附行為は私立学校法、学校教育法等の定めに沿って作成されているため問題はない。

（提出－規程集 1）

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。理事会は寄附行為の規定に基づいて開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

理事長は、学長でもあることから理事会と教学組織との連携も円滑であり、管理運営体制は確立されている。今後とも、私立学校法、学校教育法、短期大学設置基準等に基づき、管理運営体制の質の向上を継続していく必要がある。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 5 教授会議事録令和5年度

6 山口短期大学学則第56条

提出資料・規程集 49 山口短期大学教授会規程

51 山口短期大学学長及び副学長選考規程

53 山口短期大学教員選考委員会規程

55 山口短期大学自己点検・評価委員会規程

56 山口短期大学入試・広報委員会規程

59 山口短期大学教務・教育実習委員会規程

6 0 山口短期大学FD・SD委員会規程

6 1 山口短期大学ネットワーク運用管理委員会規程

8 7 山口短期大学学生懲戒処分規程

備付資料 6 1 学長の履歴書

6 4 学則第59条第1項第3号の規定に基づく教授会の意見を聞くことが必要な事項

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し見識を有すると認められ、平成8（1996）年度から現職を務めている。学長の任期は、「山口短期大学学長及び副学長選考規程」に基づき4年となっている。次期学長候補者を令和4（2022）年1月の

理事会が推薦し、令和4（2022）年1月の教授会の同意を経て、令和4（2022）年3月の理事会で決定し再任が認められた。令和4（2022）年度から4年間の任期で令和7（2025）年度までである。（提出－規程集51）

学長は大学全般の運営に関して常にリーダーシップを発揮し、入学式や学位記授与式の式辞において、建学の精神に触れ、学生に建学の精神や教育理念を理解させるよう努めている。また、月一回の定例教授会において教員に対して建学の精神を教示することにより教員が十分理解、共有している。このため、教職員は建学の精神を基に作成された教育理念に従い講義や教育指導等を行い、短期大学の教育の質の向上と充実に積極的に取り組んでいる。また、日常の教育活動に関しても教職員に対して、『個々の学生の視点で対応して欲しい』と常々話している。さらに、学内の職務だけではなく、短期大学に関する各種の委員等を務め、本学だけではなく短期大学全般の向上・充実に努めている。このため、学長を補佐する副学長を1人と学長補佐を2人設けている。

学生に対する懲戒処分については、学則第56条に規定し、手続き等に関する事項は、「山口短期大学学生懲戒処分規程」に規定している。（提出－6）（提出－規程集87）

教授会は、学則第58条に規定し、第59条で教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。（1）学生の入学、卒業及び課程の修了（2）学位の授与（3）教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めると規定している。（提出－64）

教授会の運営等は、「山口短期大学教授会規程」第2条から第7条において、構成員、招集・開催、審議事項等について規定されている。教授会は、学長が招集・開催し、審議事項について決定している。教授会は、学長が議長となり、教授、准教授、講師（全て短大専任の教員）をもって組織し、学長が必要と認めた場合は、法人役員等の出席を求め意見を聴き、最終的な判断を行っている。（提出－規程集49）

教授会議事録は、作成の上保存している。（提出－5）教授会については、毎月1回の年間12回開催される。定例開催は毎月第2水曜日としており、過去3年間の開催状況については以下のとおりである。

過去3年間の教授会開催概要

年度	月	審議数	報告数	出席者	主な議題等
令和3年	4月	3	7	20	(議案)入試選抜試験の実施及び可否判定の委員会委任 (報告)学生募集計画について
	5月	5	6	19	(議案)学生の退学について (報告)高校生を対象にした夏季講座について
	6月	0	5	20	(議案)なし (報告)高校教諭対象WEB説明会について
	7月	0	3	17	(議案)なし (報告)オープンキャンパスの実施について
	9月	4	5	20	(議案)科目等履修生の単位の認定について (報告)フードパントリーの実施について
	10月	5	4	18	(議案)学生の除籍について (報告)教職課程の認定における事後対応届について

	1 1 月	2	4	18	(議案) 学年暦について (報告) 授業評価アンケートの実施について
	1 2 月	2	7	20	(議案) 履修規程の一部改正について (報告) 防府市表彰状の受賞について
	1 月	4	8	17	(議案) 学長の任期満了に伴う次期候補者について (報告) 北九州地区大学教育実習連絡協議会について
	2 月	3	2	20	(議案) 専任教員の採用について (報告) 卒業予定者の進路状況について
	3 月	5	3	19	(議案) 卒業単位修得認定について (報告) 入試日程について
	3 月	5	5	18	(議案) 教学組織について (報告) 学生の復学について
計		38	59	226	
年度	月	議案数	報告数	出席者	主な議題等
令和4年	4 月	3	9	21	(議案) 入試選抜試験の実施及び合否判定の委員会委任 (報告) 学位記授与式について
	5 月	2	4	21	(議案) 学生の除籍について (報告) 授業評価アンケート調査結果について
	6 月	2	5	20	(議案) 非常勤講師の採用について (報告) 健康診断・内科検診の実施について
	7 月	1	4	17	(議案) 山口短期大学組織規程の一部改正について (報告) オープンキャンパスの実施について
	9 月	5	5	17	(議案) 学生の休学について (報告) 『家庭の日』親子ふれあいイベントの実施について
	1 0 月	3	7	18	(議案) 授業における非常勤講師について (報告) 令和4年度上半期図書館利用状況について
	1 1 月	1	3	19	(議案) 学年暦(案)について (報告) 令和4年度華門祭について
	1 2 月	1	9	18	(議案) 教員人事について (報告) 授業評価アンケート調査の結果について
	1 月	4	7	20	(議案) 学長表彰候補者について (報告) 令和5年度入試判定会議の結果について
	2 月	1	5	19	(議案) 専任教員の採用について (報告) 卒業予定者の進路状況について
	3 月	3	4	20	(議案) 卒業単位修得認定について (報告) 令和5年度入試判定会議の結果について
	3 月	5	9	19	(議案) 専任教員の採用について (報告) 令和5年度前期授業時間割について
計		31	71	229	
年度	月	議案数	報告数	出席者	主な議題等
令和5年	4 月	4	9	19	(議案) 令和5年度入学生について (報告) 学位記授与式について
	5 月	6	4	19	(議案) 入学前既修得単位数認定について (報告) 「公開講座」及び「出前講義」について
	6 月	1	3	19	(議案) 学生の除籍について (報告) 新入生歓迎スポーツ交流会の開催について
	7 月	2	3	17	(議案) 自己点検・評価報告書について (報告) 後期授業時間割について
	9 月	2	5	19	(議案) 学生の退学について (報告) 『家庭の日』親子ふれあいイベントの実施について
	1 0 月	2	2	17	(議案) 授業における非常勤講師について (報告) 令和4年度上半期図書館利用状況について

	1 1 月	3	4	16	(議案) 学生の除籍について (報告) 令和4年度華門祭について
	1 2 月	2	7	14	(議案) 学年暦(案)について (報告) 令和6年度入試判定会議の結果について
	1 月	1	9	18	(議案) 令和5年度学長表彰候補者について (報告) 学校法人の経営状況について
	2 月	6	5	17	(議案) 副学長の辞任に伴う次期副学長候補者について (報告) 令和5年度卒業生予定者の進路状況について
	3 月	5	8	20	(議案) 卒業単位修得認定について (報告) 旧姓の使用について
	3 月	6	7	20	(議案) 非常勤講師の委嘱について (報告) 「令和5年後期授業評価アンケート調査」結果について
	計	40	66	215	

教授会が意見を述べる事項は、学校教育法第93条及び学則第59条で規定されている「学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与」のほか、教育研究に関する重要な事項として、以下の事項を定めている。(提出－64)

- ・学則、規程の制定、改廃に関する事項
- ・転学に関する事項
- ・転科に関する事項
- ・休学に関する事項
- ・退学に関する事項
- ・教員の採用及び昇任に関する事項
- ・学長の選考に関する事項
- ・副学長の選考に関する事項
- ・学科長の選考に関する事項
- ・学生部長、図書館長、学術研究所長の選考に関する事項
- ・非常勤講師の委嘱に関する事項
- ・入学者選抜試験の入試日程、入試方法及び地方試験会場に関する事項
- ・他大学等からの週2コマを超える非常勤講師依頼に対する応諾に関する事項
- ・学年暦に関する事項
- ・科目等履修生の受入れ及び単位認定に関する事項
- ・単位認定に関する事項
- ・保育士資格取得特例の単位認定に関する事項
- ・その他学長が特に意見を聞くことが必要と認めた教育研究に関する事項

教授会には、「山口短期大学教授会規程」に規定する諮問機関として、以下の2つの委員会を設置している。

- 1 入試・広報委員会
- 2 教務・教育実習委員会

それぞれの委員会に規程を設け、趣旨、組織、運営等を定め、学長の諮問内容に応じ臨時に開催できる臨時委員会の設置に関しても規定している。(提出－規程集49、56、59)

また、学長の諮問機関として、以下の委員会を設置している。

- 1 教員選考委員会
- 2 自己点検・評価委員会
- 3 FD・SD委員会
- 4 ネットワーク運用管理委員会

それぞれの委員会に趣旨、組織、運営等を定めた規程を設け、それに基づく適切な活動を行っている。(提出－規程集 53、55、60、61)

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

特に問題は生じていない。サテライトキャンパスの設置など、情報共有が必要不可欠となり学長のリーダーシップをさらに発揮させるためには、副学長、学長補佐、事務長等各役職者間の連携をさらに密にする必要がある。引き続き学長のリーダーシップが発揮されるよう、副学長・事務局長をはじめとする各役職者間のコミュニケーションを密にしていく必要がある。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

該当事項なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

- 備付資料 8.2 監査報告令和5年度
8.3 山口短期大学ガバナンスコード

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事2人のうち1人は、原則月1回来学し、事務部門と業務の状況について意見交換を行っており、公認会計士の実地監査の際には必ず同席し監査業務を行っている。また、来学の際には教育情報等について、教職員との面談により教育研究活動などの情報を得ている。決算前には、理事長及び法人事務局長並びに経理担当者と意見交換を行い財務情報の確認を行っている。(備付－83)

定例の理事会・評議員会に2人とも出席し、意見を述べている。

公認会計士と意見交換の上、監査報告書を作成し、当該年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。(備付－82)

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員については学校法人第二麻生学園寄附行為第21条の規定に基づき欠員はなく、理事定数7人の2倍を超える15人を選任しており、評議員会には、毎回全員が出席している。

私立学校法第42条の規定に基づく理事会の諮問機関として、学校法人第二麻生学園寄附行為第23条の規定に従い、理事長として評議員会の意見を聴取し、学校法人の適正な運営に寄与している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学校教育法施行規則第165条の2及び第172条の2に定める教育上の目的を踏まえた方針及び教育研究活動等の状況並びに教育職員免許法施行規則に基づく情報について、下記の内容を山口短期大学ウェブサイト公表している。

(<https://www.yamaguchi-jc.ac.jp/annai/jouhoukoukai/>)

○教育研究活動等の情報公開

1. 教育研究上の目的に関すること
 - ・人材養成・教育研究上の目的
 - ・山口短期大学の三つの方針
 - ・山口短期大学学則
2. 教育研究上の基本組織に関すること
 - ・教育研究組織構成図
 - ・設置学科、専攻
3. 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - ・各種会議組織

- ・専任教員数
 - ・各教員が有する学位及び業績
 - ・年齢別教員数、職階別教員数
 - ・専任教員と非常勤教員の比率
4. 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況に関すること
- ・入学者に関する受入れ方針
 - ・入学者数、収容定員、在学者数
 - ・卒業（修了）者数・進学者数・就職者数
 - ・教員一人当たりの学生数、収容定員充足率
 - ・入学者推移、退学・除籍者数、中退率、留年者数
 - ・社会人学生数、留学生数
 - ・就職先の情報
5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ・教育課程の編成
 - ・教育方法
 - ・授業科目
 - ・年間の授業計画(シラバス)
 - ・実務経験のある教員による授業科目
6. 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準に関すること
- ・学習成果に係る評価基準
 - ・成績評価・単位の認定及びG P A分布状況
 - ・卒業認定基準（山口短期大学学則第22条）
 - ・必修科目及び選択科目別の必要単位修得数
 - ・取得可能な学位（山口短期大学学則第22条第4項）
 - ・学位授与数
7. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ・校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
8. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ・授業料、入学料その他の大学が徴収する費用
9. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- ・学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
 - ・留学生支援 留学生の手引き（日本語） 留学生の手引き（韓国語） 留学生の手引き（ベトナム語）
10. 教育上の目的に応じ学生が習得すべき知識及び能力に関すること
- 履修モデル
- ・情報メディア学科
 - ・児童教育学科初等教育学専攻
 - ・児童教育学科幼児教育学専攻

1 1. 国際交流・社会貢献等

国際交流

- ・海外の連携協定校

社会貢献活動

- ・公開講座
- ・出前講義

1 2. 学生実態調査

- ・学生の学習時間・学習実態
- ・授業評価アンケート集計結果（全科目の平均）
- ・学生の学習成果（学科・専攻別の平均）

1 3. 教育プログラム

- ・数理・データサイエンス・AI 教育プログラム

1 4. 高等教育の修学支援制度

- ・高等教育の修学支援制度

○教員の養成の状況について

1. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること（教育職員免許法施行規則第22条の6第1号関係）
 - ・山口短期大学が育成を目指す教員志望の学生像
2. 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること（教育職員免許法施行規則第22条の6第2号関係）
 - ・教員の養成に係る組織及び教員の数及び各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目
3. 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること（教育職員免許法施行規則第22条の6第3号関係）
 - ・教職科目カリキュラム
4. 卒業者の教員免許状の取得状況に関すること（教育職員免許法施行規則第22条の6第4号関係）
 - ・教員免許状の取得の状況
5. 卒業者の教員への就職の状況に関すること（教育職員免許法施行規則第22条の6第5号関係）
 - ・教員への就職の状況
6. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること（教育職員免許法施行規則第22条の6第6号関係）
 - ・教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組み

○施設の耐震化の状況について

1. 校舎等の耐震化率及び耐震化完了計画

○財務情報についてわかりやすく加工した資料

1. 財務状況を全般的に説明した資料
2. 各科目の平易な説明の資料
3. 経年推移の状況が分かる資料

4. 財務比率等を活用して財務分析をした資料
5. グラフや図表を活用した資料
6. 学校法人会計の特徴や企業会計等との違いを説明した資料

私立学校法第47条及び第63条の2に定める学校法人に関する状況及び私立大学等経常費補助金に係る情報について、下記の内容を山口短期大学ウェブサイト公表している。

(<https://www.yamaguchi-jc.ac.jp/annai/houjin/>)

○法人役員

1. 学校法人第二麻生学園役員等一覧

○寄附行為

1. 学校法人第二麻生学園寄附行為

○ガバナンスコード

1. 山口短期大学ガバナンスコード

○中期計画

1. 中期計画（5年間）

○諸規程等

1. 学校法人第二麻生学園役員報酬等規程
2. 学校法人第二麻生学園役員退任功労金規程

○財務情報等公開資料（会計年度終了後2月以内に作成、作成後5年間分掲載）

1. 学校法人第二麻生学園事業報告書
2. 学校法人第二麻生学園財産目録
3. 学校法人第二麻生学園計算書類
4. 学校法人第二麻生学園監査報告書
5. 学校法人第二麻生学園独立監査人の監査報告書
6. 学校法人第二麻生学園財務の状況
7. 学校法人第二麻生学園事業計画書
8. 学校法人第二麻生学園補正予算書

○その他

1. 大学等における修学の支援に関する法律に規定された申請書内容
2. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度に規定された計画、自己点検・評価を公表している。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題＞

監事は2人とも非常勤監事であり、月1回の監査では日常の教育活動、細部にわたる財務状況の把握及び監査は難しいことから、書類などでの頻繁な情報提供と日常的な内部検査を継続・維持していくことで、監事機能の充実を図ることが必要である。

評議員会は、私立学校法や寄附行為に基づき、適正な内容の審議を実施しており、今後においても、この状態を継続・維持していくことが必要である。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項＞

特記事項無し

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

管理・運営は適切に行われているが、教職員が学校運営にさらに積極的に参加するよう改善が必要である。所属学科や所属部署の職務には忠実であるが、所属外のことに関心度が低いことがある。この点を改め、短期大学の運営全般に関心をもってもらよう啓発に努める。平成29（2017）年度から学校法人の各設置校で、全教職員が学校法人第二麻生学園第3期中期計画の策定に参画することにした。このことによって各教職員が危機感を共有し、現状認識や行動計画を把握することに繋がり始めているので、継続して実施する。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和4（2022）年度に学校法人第二麻生学園第3期中期計画を策定し、取り組みを進めている。ガバナンスに関しては、以下のとおり実施する予定である。

①管理運営に関する改善

- ・管理運営等に関する協議会を毎月開催し、業務執行の状況及び予算執行の状況を確認し、適正な運営を図る。
- ・学校法人内部のコンセンサスの形成に留意しつつ、学校法人の意思決定を適切に行うため、理事会及び評議員会の効率的な運営に努めると同時に、学校法人と短期大学との意思疎通を十分に図り、機能的で透明性の高い運営を図る。
- ・短期大学の目的を実現する実効的な協働関係を構築するため、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図ることができるように、組織体制を見直し、全教職員が「教職協働」で大学運営に参画できる体制づくりを図る。
- ・理事長のリーダーシップの下、理事会を中心としたガバナンス体制の強化を図る。
- ・ガバナンスコードに基づき、山口短期大学の教育研究や山口短期大学附属広島幼稚園等の業務を見直し、改善を図る。
- ・各種法令及び寄附行為等に沿った理事の職務執行を担保するため、評議員会機能の充実を図る。
- ・予算執行や業務運営の適正性を高めるため、監事の監査、独立監査人の監査及び内部検査による三様監査を実施し、それぞれの立場から予算執行や業務状況に関して協議を行い、学校運営に反映する体制を確立する。

②業務連携に関する改善

- ・雇用形態の多様化とアウトソーシングを図り事務の効率化を目指す。
- ・職場環境を整備し、男女共同参画を推進する。
- ・PDCAマネジメントサイクルを確立し、確実に実施する。

③教職員等の資質向上

- ・FD・SD研修の効果的な内容を検討し、実施する。

- ・学外の各種研修会への積極的な参加を図る。

④法令遵守

- ・法令遵守及び情報セキュリティへの意識向上を図る。
- ・計画的に内部検査を実施することにより、学校法人の経営基盤の安定と教職員のコンプライアンスの確立及び資質の向上を図る。
- ・規程等運用実態を検証し、必要に応じて改善する。
- ・業務処理体制を検証し、内部監査機能等の充実を図る。